

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書（2026年1月21日付け訂正報告書の添付インラインXBRL）
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2025年12月22日
【事業年度】	第23期（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）
【会社名】	株式会社フォーシーズHD
【英訳名】	4Cs HD Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 寺田 智美
【本店の所在の場所】	福岡市中央区薬院一丁目1番1号
【電話番号】	092-720-5460（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 松野 博彦
【最寄りの連絡場所】	福岡市中央区薬院一丁目1番1号
【電話番号】	092-720-5460（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 松野 博彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等の推移

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月	2025年9月
売上高 (千円)	2,469,048	2,324,589	2,136,884	2,257,804	2,441,039
経常損失(△) (千円)	△150,493	△116,993	△216,931	△129,355	△206,464
親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	△178,196	△156,527	△272,624	△273,032	△243,929
包括利益 (千円)	△178,196	△156,527	△272,624	△273,032	△243,929
純資産額 (千円)	595,501	454,116	518,166	1,173,403	1,658,776
総資産額 (千円)	1,821,100	1,454,083	1,643,387	2,293,574	2,986,712
1株当たり純資産額 (円)	81.60	62.05	63.88	116.28	146.86
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△24.94	△21.76	△35.29	△31.27	△23.64
潜在株式調整後1株当た り当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	32.2	30.9	31.4	51.0	55.1
自己資本利益率 (%)	△28.5	△30.2	△56.6	△32.4	△17.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△106,129	△41,261	△324,387	△361,105	△713,648
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△8,783	△4,708	△102,931	△50,123	△571,936
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△84,085	△124,800	317,388	708,376	938,047
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	770,145	599,375	489,444	786,592	439,054
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	144 (69)	120 (59)	104 (44)	101 (35)	92 (25)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失を計上し  
ているため記載しておりません。  
 2. 株価収益率については、1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。  
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第20期の期首から適用してお  
り、第20期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっておりま  
す。

(2) 提出会社の経営指標等の推移

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月	2025年9月
売上高 (千円)	309,137	1,404,868	1,780,416	1,833,281	1,908,110
経常損失(△) (千円)	△13,008	△136,386	△223,141	△127,692	△159,899
当期純損失(△) (千円)	△129,475	△172,562	△300,480	△264,268	△197,787
資本金 (千円)	983,131	992,447	1,122,822	1,586,822	1,945,753
発行済株式総数 (株)	7,377,670	7,419,970	8,077,670	10,077,670	11,207,470
純資産額 (千円)	633,313	475,893	512,086	1,176,087	1,707,602
総資産額 (千円)	1,258,287	1,252,087	1,583,917	2,260,232	2,756,755
1株当たり純資産額 (円)	86.86	65.06	63.13	116.55	151.22
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△18.12	△23.99	△38.90	△30.27	△19.17
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	49.6	37.6	32.2	51.9	61.4
自己資本利益率 (%)	△20.3	△31.5	△61.3	△31.4	△13.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	15 (—)	114 (58)	103 (43)	99 (34)	88 (25)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	100.66 (127.52)	95.84 (118.42)	107.88 (153.71)	104.16 (179.18)	114.44 (217.80)
最高株価 (円)	616	500	550	537	1,076
最低株価 (円)	410	415	423	452	466

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの当期純損失を計上しているため記載しておりません。
2. 株価収益率については、1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 配当を行っていないため、配当性向の記載を省略しております。
4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。
5. 当社は、2022年1月1日に当社の連結子会社であった株式会社フェヴリナ及び合同会社アロマを吸収合併しております。これにより、第20期における経営指標等は第19期と比較して大幅に変動しております。
6. 当社は、2023年1月1日に当社の連結子会社であった株式会社Cureを吸収合併しております。これにより、第21期における経営指標等は第20期と比較して大幅に変動しております。
7. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第20期の期首から適用しており、第20期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2 【沿革】

<株式会社フォーシーズHD>

(旧会社名 株式会社ＳＤホールディングス、株式会社フェヴリナ、株式会社フェヴリナホールディングス、株式会社フォーシーズホールディングス)

年月	事項
2003年12月	サイトデザイン株式会社との株式移転により、株式会社ＳＤホールディングス設立
2003年12月	東京証券取引所(マザーズ)に上場
2004年1月	完全子会社としてアーツテクノロジー株式会社を設立
2004年3月	株式会社フェヴリナの全株式を取得し、完全子会社化
2005年8月	本社を東京都渋谷区恵比寿一丁目13番6号に移転
2005年11月	完全子会社としてユーロスポーツ株式会社を設立
2006年8月	子会社(アーツテクノロジー株式会社)の全株式を売却
2006年12月	子会社(ユーロスポーツ株式会社)の全株式を売却
2007年1月	本社を東京都渋谷区広尾五丁目25番2号に移転
2007年7月	株式会社フェヴリナとサイトデザイン株式会社を合併
2008年8月	株式会社フェヴリナを吸収合併し、商号を株式会社フェヴリナへ変更、本社を福岡市中央区天神二丁目14番8号に移転
2010年2月	本社を福岡市中央区薬院一丁目1番1号に移転
2012年4月	完全子会社として株式会社フェヴリナ販売を設立(2012年7月1日付で株式会社フェヴリナへ商号変更)
2012年7月	当社の事業を株式会社フェヴリナに会社分割の方法により分割し、持株会社体制に移行 商号を株式会社フェヴリナホールディングスに変更
2012年10月	株式交換により株式会社ソフトエナジーホールディングスを完全子会社化
2013年4月	完全子会社の株式会社ソフトエナジーホールディングスが第三者割当増資を実施し、当社持分比率の低下等により持分法適用関連会社へ異動
2014年3月	持分法適用関連会社(株式会社ソフトエナジーホールディングス)の全株式を売却
2014年6月	株式交換により株式会社サイエンスボーテを完全子会社化
2015年2月	東京証券取引所マザーズ市場から同取引所市場第二部に市場変更 商号を株式会社フォーシーズホールディングスに変更
2015年4月	完全子会社として株式会社Cureを設立
2015年7月	株式会社Cureにおいて事業譲受により事業を開始
2015年8月	株式交換によりクレイトン・ダイナミクス株式会社を完全子会社化 クレイトン・ダイナミクス株式会社が株式会社プランAの全株式を取得し完全子会社化
2017年6月	子会社(クレイトン・ダイナミクス株式会社)の全株式を売却
2019年6月	株式取得により株式会社HACCJPジャパンを子会社化(非連結)
2019年10月	株式会社フェヴリナと株式会社サイエンスボーテを合併
2019年10月	株式会社HACCJPジャパンを連結子会社化
2020年3月	株式会社フェヴリナが株式会社うるわし堂よりエニシングホワイト事業を譲受
2020年6月	Oakキャピタル株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施し、資本金を932,808千円に増資
2020年12月	Oakキャピタル株式会社の新株予約権一部行使により、資本金を983,131千円に増資
2021年2月	完全子会社として合同会社アロマを設立
2021年4月	合同会社アロマにおいて事業譲受により事業を開始
2021年12月	商号を株式会社フォーシーズHDに変更
2022年1月	連結子会社である株式会社フェヴリナ及び合同会社アロマを吸収合併

2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、市場第二部からスタンダード市場に移行
2022年7月	株式会社S B I 証券を割当先とする第三者割当による第16回新株予約権（行使価額修正条項付）を発行
2023年1月	連結子会社である株式会社C u r e を吸収合併
2023年1月	株式取得により株式会社i i y を連結子会社化
2023年3月	株式会社S B I 証券による第16回新株予約権（行使価格修正条項付）の行使完了により、資本金を1,122,822千円に增资
2024年6月	GOLD PACIFIC GLOBAL LIMITED、ネクスタ匿名組合、TIMES INVESTMENT LIMITED 3社を割当先とする第三者割当增资を実施し、資本金を1,586,822千円に增资
2024年12月	完全子会社としてファンタスティックフォー第1号合同会社を設立
2025年6月	G F A株式会社、株式会社フォーシスアンドカンパニー、みらい再生支援機構合同会社、K I N G 有限責任事業組合及び株式会社ジェリービーンズグループを割当先とする第三者割当增资を実施し、資本金を1,801,386千円に增资 G F A株式会社、株式会社フォーシスアンドカンパニー、みらい再生支援機構合同会社、K I N G 有限責任事業組合、堀江貴文氏、三崎優太氏、デジタルレクリム株式会社及びGOLD PACIFIC GLOBAL LIMITEDを割当予定先とする第17回新株予約権（固定行使価額型）を発行
2025年10月	合弁会社として株式会社MIRAISEを設立

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社3社により構成されており、通販事業、卸売事業、リテール事業、コンサルティング事業を営んでおります。

当社及び当社の関係会社の事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

#### 「通販事業」

当社において化粧品及び健康食品、株式会社i i yにおいてフェムケア商品の通信販売を主な事業としております。

#### 「卸売事業」

当社において化粧品及び健康食品、アロマ関連商品等の卸販売を主な事業としております。

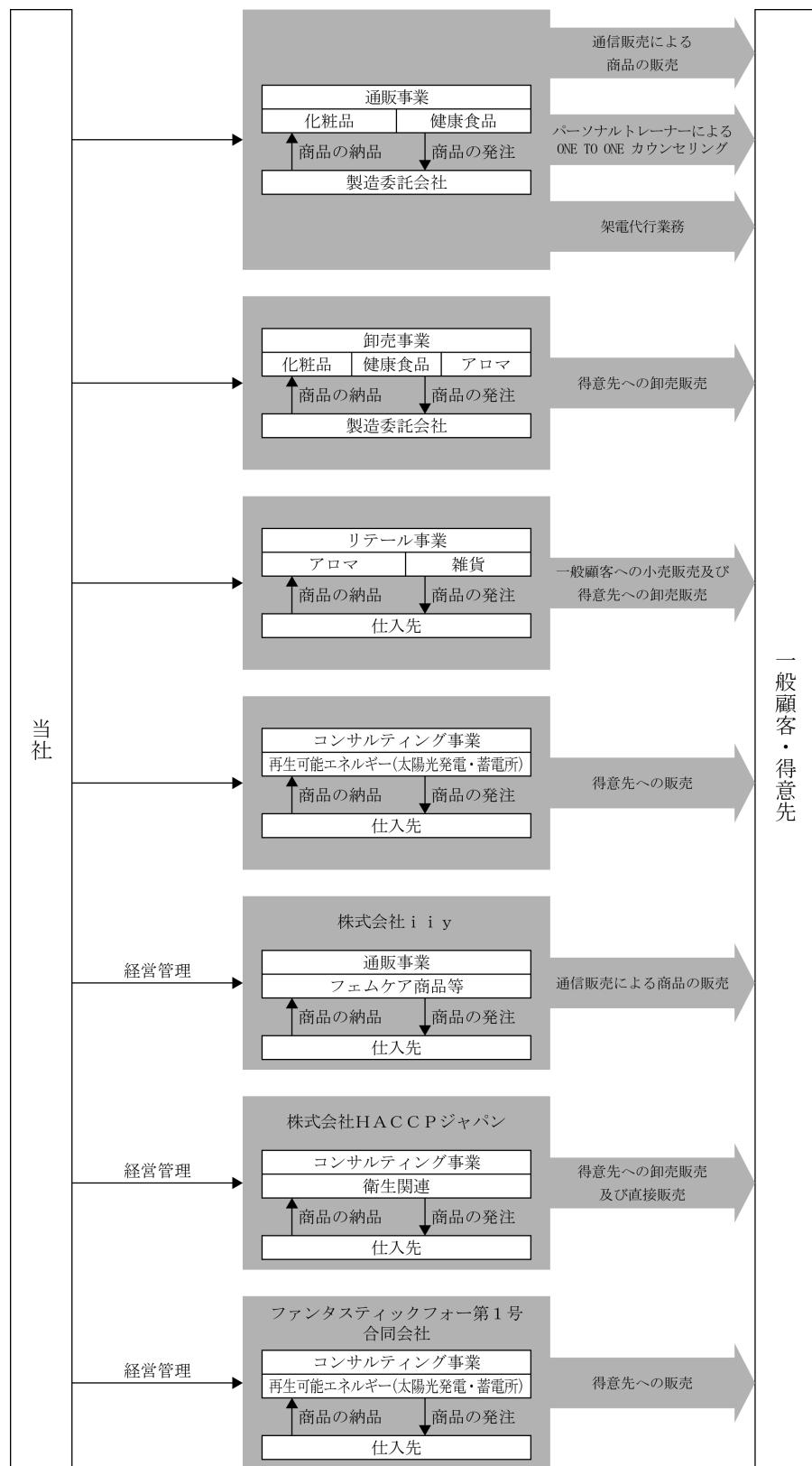
#### 「リテール事業」

当社においてアロマ及び雑貨の小売を主な事業としております。

#### 「コンサルティング事業」

当社とファンタスティックフォード1号合同会社において太陽光発電設備及び系統用蓄電池設備における権利等の販売（設備設置等に係るコンサルティングを含む）及び株式会社H A C C P ジャパンにおいて衛生関連商品の販売等を主な事業としております。

事業系統図は次のとおりであります。



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な 事業の内容	議決権の所有割合 又は 被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社H A C C P ジャパン (注) 1	福岡市中央区	9,000	コンサルティング 事業	所有 98.90	経営指導 資金の援助 役員の兼任
株式会社 i i y (注) 1, 2	東京都港区	1,000	通販事業	所有 100.00	商品の仕入 経営指導 業務受託 業務委託
ファンタスティックフォー第1号合同 会社 (注) 1	福岡市中央区	100	コンサルティング 事業	所有 100.00	資金の援助 業務受託 業務委託

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 株式会社 i i y は、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	556,837千円
	(2) 経常利益	4,961千円
	(3) 当期純利益	5,025千円
	(4) 純資産額	134,679千円
	(5) 総資産額	287,458千円

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2025年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
通販事業	30 (—)
卸売事業	11 (—)
リテール事業	20 (24)
コンサルティング事業	2 (—)
全社(共通)	29 (1)
合計	92 (25)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に年間平均雇用人員(1日8時間換算)を外数で記載しておりますが、小数点第1位以下を切り捨てて表示しております。  
 2. 臨時従業員数には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。  
 3. 全社(共通)として記載されている従業員は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。  
 4. 前連結会計年度末と比べ従業員数が大幅に減少しておりますが、その主な理由は、AROMA BLOOM店舗9店舗の計画閉店によるものであります。

### (2) 提出会社の状況

2025年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
88 (25)	45.1	7.8	3,568

セグメントの名称	従業員数(名)
通販事業	26 (—)
卸売事業	11 (—)
リテール事業	20 (24)
コンサルティング事業	2 (—)
全社(共通)	29 (1)
合計	88 (25)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に年間平均雇用人員(1日8時間換算)を外数で記載しておりますが、小数点第1位以下を切り捨てて表示しております。  
 2. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。  
 3. 全社(共通)として記載されている従業員は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。  
 4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。なお、臨時従業員の給与分は除いて計算しており、千円未満は切り捨てて表示しております。  
 5. 平均年齢及び平均勤続年数算出にあたっては小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。  
 6. 平均勤続年数算出にあたっては合併前の出身会社における勤続期間を通算しております。

### (3) 労働組合の状況

当社グループは、労使間の諸問題について、社内規程(労務規程)の改定時など必要に応じて労使協議会を設け、労使協議制を基本とした円滑な運営を図っております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 提出会社

当事業年度					
管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1・3			うちパート・有期労働者
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者	
63.6	—	59.8	70.0	84.4	

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
2. 提出会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。
3. 賃金差異の主たる要因は、当社は賃金規程や評価制度において男女間で差異を設けておりませんが、男女の管理職比率の差異によるものであります。

② 連結子会社

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

当社の経営方針につきまして、当社は、当社グループが取り扱う商品やサービスによりお客様に「ドキドキ感、わくわく感」をお届けすることを通じて、企業理念「はずむライフスタイルを提供し、人々を幸せにする」を実現し続けることを基本的な経営方針としております。

また、社名のフォーシーズ（4 C s）には「顧客（Customer）を創造（Creation）し、顧客を大切（Cherish）にすることで社会貢献（Contribution）する」という想いを込めております。

当社グループは、当社と子会社の株式会社i i y、株式会社H A C C P ジャパン及びファンタスティックフォー第1号合同会社で運営しております。当社においては、化粧品・健康食品、アロマ関連商品の通販事業、卸売事業、リテール事業を展開している他、2024年5月より参入しましたコンサルティング事業において太陽光発電所の権利、設備等を購入取得し提携業者へ販売するまでの一連のコンサルティングを開始いたしました。子会社の株式会社i i yでは、フェムケア関連商品をメインに通信販売を行っており、株式会社H A C C P ジャパンでは衛生に関する商品販売やセミナー活動等のコンサルティングを行っており、ファンタスティックフォー第1号合同会社では、太陽光発電設備及び系統用蓄電池設備における権利等の販売（設備設置等に係るコンサルティングを含む）を行っており、報告セグメントは、販売経路に合わせた形とし「通販事業」「卸売販売」「リテール事業」「コンサルティング事業」としております。

当社は、2023年12月より新経営体制となり既存事業の強化及び新規事業を推進してまいりました。

通販事業と卸売事業では、黒字化の収益体制が確立できているものの、リテール事業とコンサルティング事業におきましては、引き続き営業損失が続いております。リテール事業においては、譲受当時より不採算店舗の撤退を進めていることにより営業損失の額は減少しているものの、一部不採算店舗が残っているため当連結会計年度において営業損失が生じておりますが、今後も事業黒字化に向け新商品の開発や販売強化に向けての施策の取り組み、及び不採算店舗の撤退を進めていく予定であります。また、コンサルティング事業の中でも太陽光の低圧発電所及び一部の高圧発電所につきましては、積極的な物件取得を進めてまいりましたが、収益の最大化を図るため複数社との売却交渉を継続している過程であります。この過程の中で、当初の計画から、売却の契約締結に変更や、さらに売却契約締結済みの一部の高圧発電所につきましても、工事進捗の変更があったものの、売却代金の資金回収は変更後も計画どおりに進んでおります。またさらに、保有する低圧物件につきましても、売却の条件の交渉が完了し、順次売却を実施しております。このような状況下、当連結会計年度末の流動資産に関して、前連結会計年度末と比べて、物件の仕入資金にあたる前渡金が増加する一方で、一時的に現預金が大幅に減少しておりますが、変更された計画の中で、低圧、高圧の太陽光発電所の売却が順次進んでおります。

当社グループは、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク（10）継続企業の前提に関する重要事象等」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しておりますが、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク（10）継続企業の前提に関する重要事象等」に記載のとおり、当該事象の解消又は改善に努めております。

### 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社の企業理念として、「はずむライフスタイルを提供し、人々を幸せにする」をスローガンに、社名を「株式会社フォーシーズHD」（英語：4CsHD Co.,Ltd.）しております。この社名のフォーシーズ（4 C s）は「顧客（Customer）を創造（Creation）し、顧客を大切（Cherish）にすることで社会貢献（Contribution）する」という意味を込めており、これら英単語の頭文字、4つのCを表わしております。さらに、Harmonious Development（環境・人と調和して発展していく会社）、HAZUMUをDailyに（はずむライフスタイルのある毎日を）をHDの意味として位置付け、この社名のもと当社グループは、当社グループに関わる全ての人に感動を提供し、多くの人の幸せにするということを会社の中心において事業を進めております。

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取り組みは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

#### (1) ガバナンス

当社グループは、現状統一的な自社のサステナビリティを巡る取り組みについて基本的な方針は策定されておりませんが、各取組の対応状況は、都度、経営メンバーに共有し、必要に応じて取締役会に報告しております。

企業の持続的成長におけるコーポレート・ガバナンスの重要性を認識しており、取引の公正・適正の確保に努めるとともに、経営の透明性、健全性を高めつつ、事業環境の変化に対応できる体制の構築に努めております。

今後は、基本的な方針の整備を行い、実効的な監督機能の一層の向上を目指してまいります。

#### (2) 戦略

当社グループは、現在“美と健康”“生活における癒し”の事業展開を行っており、時代に応じたお客様の暮らしに寄り添ったサービスの提供を行い、社会の持続可能な発展に貢献することが当社の目指す姿であります。

そのために、環境・人と調和していく会社として、“商品の環境への配慮”と“人材教育とワークライフバランス”を目指してまいります。

これらのサステナビリティ目標を新たに定めることにより、企業の社会的責任を更に推進できるものと考えております。

##### (商品の環境への配慮)

SDGsへの取組として、コスメロス対策としての販路拡大を開始、商品では環境配慮型容器の使用、水の使用を抑えた製品を企画開発する等環境に配慮した取り組みを行っており、今後もサステナビリティを巡る取り組みについて積極的に施策を打ち出してまいります。

##### (人材育成とワークライフバランス)

###### ・社員の能力発揮を後押しする学びの支援

当社グループは、入社後に実施する新入社員研修、業務遂行に必要な知識やスキルを習得するための外部研修など様々な学習機会の提供をおこなっております。また、職務を円滑に行うための資格取得を推進しており、社員の自己成長と能力の発揮を後押ししています。

###### ・多様な人材の活躍機会の創出

人材の採用においては、性別・国籍および障害の有無等の区別をすることなく、グローバル人材や障害者の雇用を拡大するとともに、多様な経験を持ったキャリア人材の採用を進めており、様々な価値観を相互に理解し認め合う職場環境を醸成しております。

シニア人材の活用においては、65歳定年制、70歳までの再雇用制度などを整え、能力を十分に発揮できる就業環境の整備に努めています。

多様な働き方を実現する制度として、育児・介護と就業の両立支援としての休暇や短時間勤務制度などがあり、在宅勤務や時差出勤、長期休暇を一定期間内での時期選択制にするなど、働き方の選択肢を増やすようにしております。また、男性社員の育児参加が女性の活躍を後押しすると考え、男性社員にも育児休業の活用支援を行っております。

#### (3) リスク管理

当社は、金融商品取引法及び会社法に基づく内部統制システムの適切な整備と確実な運用を行っています。内部統制システムとして、当社の職務の効率性向上のための体制、リスク管理体制、コンプライアンス体制及び内部監査体制等を構築・整備し、その充実を図るとともに、監査役監査が効率的に行われることを確保するための体制や環境の整備を推進しています。

#### (4) 指標及び目標

当社グループでは、上記「(2) 戦略」において記載した、人材育成とワークライフバランスに関する方針について、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は以下のとおりであります。

指標	目標	実績（当連結会計年度）
育児・介護休業復職率 (注) 1	100.0%	100.0%

月平均所定外労働時間 (注) 2	10時間以内	6.3時間
---------------------	--------	-------

- (注) 1. 育児・介護休業復職率は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。なお、パートタイマーの従業員の育児休業取得分は除いて計算しております。
2. 月平均所定外労働時間は、パートタイマーの従業員は除外して算出しており、小数点第2位以下は切り捨て表示しております。

### 3 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては開示しております。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を確認した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 製品の製造委託

当社グループは、既存の化粧品及び健康食品等の製造を外部に委託しております。また、当社グループは、製品の品質維持向上のために、製造委託先及び製造再委託先に対し、製品標準書や品質管理業務手順書等を定めて製造・品質管理を行っております。

当社グループは、製造委託先、製造再委託先の管理には万全を期しておりますが、万が一、製品の製造委託先もしくは製造再委託先との急な契約の解消や天災等による生産設備への被害など不測の事態が生じた際には、製品の円滑な供給に支障をきたすことが考えられます。また、当社グループ商品の安全性をめぐるクレームが発生した場合、不良品回収のためのコストや損害賠償費用等が発生する可能性があり、結果として当社グループ商品に欠陥や安全性に関する問題がなかった場合であっても、風評被害等の影響を生ずる可能性があります。かかる事態が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 店舗運営にかかるリスク

##### ① 出退店計画

当社グループでは、戦略的なスクラップ＆ビルトを行う予定ですが、ディベロッパーとの交渉や施設のリニューアル等の理由でスクラップが予定どおり行われない場合や、新規出店が重なり、広告宣伝費、人件費、消耗品費等の出店コストが先行して発生する場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。そのため、新規プロジェクト並びに新規出店の進捗に対しては、取締役会並びに経営会議にて個別にきめ細やかな報告と確認を随時行ってまいります。

##### ② 店舗周辺の環境変化

当社グループは出退店を決定する際には、商圏誘引入口、競合店調査、賃借条件等の立地調査を綿密に行った上で意思決定をしております。しかしながら、交通アクセスが変化した場合や、同業他社等から新規参入があった場合には、当初の計画どおりに店舗収益が確保できず、当社グループの財政状態又は業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### ③ 敷金・保証金

直営店における店舗については、賃借による出店が中心であり、賃借契約を締結する際に賃貸人に対して敷金及び保証金の差入を行っております。賃貸人の財政状況が悪化した場合には、敷金及び差入保証金の回収が不可能となり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### ④ 自然災害

当社グループの運営する店舗において、異常気象及び地震並びに台風等の天変地異により、お客様の来店が困難な状況が続き来客数が減少した場合、また店舗の破損等に伴う修繕費や除却損等の多額の費用が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。このため、当社グループでは、自然災害などの緊急時において、お客様の命と安全の確保を第一として、経営陣と適宜情報交換を行い、店舗の営業中止などの迅速な判断を行い、有事の際に損害を最小限に抑えるよう努めております。

##### ⑤ パート就業者への社会保険加入義務化の適用基準拡大

当社グループでは、各店舗において多数のパート就業者を雇用しており、社会保険加入義務化の適用基準拡大等の法改正の動向により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。このため、当社グループでは法令遵守を第一に、より緻密な人件費コントロールのノウハウの構築と蓄積を進めてまいります。

#### (3) 法的リスク

##### ① 訴訟

当社グループは、国内外での事業活動の推進にあたって、知的財産法、製造物責任法、ライセンス等の問題で不測の訴訟や請求を受ける可能性があります。重大な訴訟が提起された場合、当社グループの信用状況や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、当該リスクへの対策として、事業に関連する各種法令、規制を遵守するとともに、契約内容の明確化、相手方との協議の実施により紛争の発生を未然に防ぐよう努めております。

##### ② 知的財産権

当社グループは、製品に係る商標権等の知的財産権その他業務遂行上取得したノウハウを保有しております。当社グループは、かかる知的財産権を厳格に管理しておりますが、当社グループの保有する知的財産権が第三者から侵害を受けた場合には期待される収益が失われる可能性があります。また、当社グループの意図にかかわらず、当社グループ製品等が第三者の知的財産権を侵害した場合には、損害賠償を請求される可能性があります。あるいは根拠の無い請求であっても賠償請求を受ける可能性があり、これを争うためには費用と時間を要する可能性があります。

かかる事態が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### ③ 法的規制

当社グループは、化粧品及びアロマ関連商品を販売しており、「医薬品医療機器等法」で医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のため必要な規制がされております。当社グループでは品質管理部門が統括管理を行い、本法に基づいた化粧品及びアロマ関連商品の販売を行っております。

また、当社グループは、健康食品を販売しており、食品の規格、添加物、衛生監視及び営業許可について定めた「食品衛生法」、販売する食品について、栄養成分及び熱量を表示する場合の基準を規定した「健康増進法」、消費者が安心して食生活の状況に応じた食品の選択ができるようにするため、栄養補助食品のうち一定の要件を満たした食品を保健機能食品と称する「保健機能食品制度」等の規制を受けております。

その他にも、事業の遂行にあたって、特定商取引に関する法律（特定商取引法）、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（特定電子メール法）、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、製造物責任法（PL法）、薬機法（旧薬事法）、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）等の多岐にわたる法的規制の適用を受けております。

当社グループは、コンプライアンス及びリスク管理について統制・把握し、役職員に対するコンプライアンスの周知徹底や教育の実施等、これらの法令の遵守に努めておりますが、万が一これらに抵触することがあった場合は、行政処分の対象となることがあります、その場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### （4）情報セキュリティ

当社グループは、様々な経営及び事業に関する重要な情報、主要な販売チャネルの1つが通信販売であるため、多数の顧客の個人情報を保有しております。また、当社グループは、これらの個人情報の取扱いに関して個人情報保護に関する法令及び社内規程を遵守するとともに、情報管理体制の強化と従業員教育の徹底に取り組んでおります。

しかしながら、不測の事態により、個人情報の漏洩が発生した場合、また、万が一これらの情報が誤って外部に漏洩した場合には、当社グループの事業に重大な影響を与えるとともに、当社グループの社会的信用を低下させる可能性があります。

### （5）システム障害

当社グループは、売上管理、受発注管理、勤怠管理等の運営管理システムの保守・管理については、万全の体制を整えておりますが、災害、ソフトウェア又はハードウェアの欠陥、コンピューターウィルスの感染等の不測の事態によりシステム障害が発生した場合には、事業運営に支障をきたすことになり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### （6）インターネット等による風評被害

ソーシャルメディアの急激な普及に伴い、口コミサイトへの投稿が多くなっております。当社グループでは定期的にインターネット上の風評を調査しておりますが、書き込みを要因とするマスコミ報道等による風評被害が発生・拡散された場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### （7）固定資産の減損に係るリスク

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準を適用しております。当期において減損が発生しておりますが、将来においても、当社グループが保有する固定資産について、経営環境の著しい悪化等による収益性の低下や市場価格の下落等により、減損損失が発生し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### （8）特定の取引先への依存

当社グループの中には、特定の取引先（販売先）に依存している会社があります。当該取引先に対する売上が何らかの理由により減少した場合又は取引関係に急激な変化が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (9) 感染症流行による事業活動の停滞

感染症の拡大により卸売事業については、インバウンド需要が減少し当社の財政及び経営成績に影響が生じる可能性があります。なお、今般の新型コロナウイルス感染症に対しては2023年5月に感染症法上の5類に移行しましたが、引き続き感染予防対策を徹底するとともに時差出勤やテレワーク（在宅勤務）の実施に加え、WEB会議の開催等、その影響を最小限にとどめる取組を推進することで、事業継続に努めてまいります。

#### (10) 再生可能エネルギー事業について

当事業においては、太陽光発電所及び蓄電所を取得した後、売却等の事業進行が必ずしも予定通りのスケジュールで進まない事態が発生し得る恐れがある他、売却先との価格条件によって事業全体の売上及び利益が変動する可能性があり得ます。

当事業においては、売却先との契約にもとづく損害賠償リスク、取得物件の減損リスクについて、仕入れ先との商品売買契約において、仕入れ先がこれを負担する条項を設けリスクを軽減しておりますが、手続きの遅延及び前渡金が回収不能となる可能性があります。

#### (11) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは第18期連結会計年度より、営業黒字、プラスのキャッシュ・フローを達成するため、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消する施策を実施してまいりましたが、国際情勢の変化や物価上昇に伴う経済状況の変化による影響等が続いており、当連結会計年度において、営業損失165,319千円、親会社株主に帰属する当期純損失を243,929千円計上しております。

通販事業と卸売事業では、黒字化の収益体制が確立できているものの、リテール事業とコンサルティング事業におきましては、引き続き営業損失が続いております。

リテール事業においては、譲受当時より不採算店舗の撤退を進めていることにより営業損失の額は減少しているものの、一部不採算店舗が残っているため当連結会計年度において営業損失が生じておりますが、今後も事業黒字化に向け新商品の開発や販売強化に向けての施策の取り組み、及び不採算店舗の撤退を進めていく予定でおります。

また、コンサルティング事業の中でも太陽光の低圧発電所及び一部の高圧発電所につきましては、積極的な物件取得を進めてまいりましたが、収益の最大化を図るため複数社との売却交渉を継続している過程であります。この過程の中で、当初の計画から、売却の契約締結に変更や、さらに売却契約締結済みの一部の高圧発電所につきましても、工事進捗の変更があったものの、売却代金の資金回収は変更後も計画どおりに進んでおります。またさらに、保有する低圧物件につきましても、売却の条件の交渉が完了し、順次売却を実施しております。このような状況下、当連結会計年度末の流動資産に関して、前連結会計年度末と比べて、物件の仕入資金にあたる前渡金が増加する一方で、一時的に現預金が大幅に減少しておりますが、変更された計画の中で、低圧、高圧の太陽光発電所の売却が順次進んでおります。

当社グループの事業運営は、継続して営業黒字、プラスの営業キャッシュ・フローを達成することができず、また、資金水準が低下していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況のもと、これらを解消するため以下の対応策を進めてまいります。

##### (対応策)

###### 1. 通販事業

- ① コールセンターを活かした他社との業務提携による収益の拡大
- ② 当社顧客への新商品・サービスの販売による収益拡大
- ③ インフルエンサー等を活用したデジタルマーケティングによる収益拡大
- ④ 韓国アパレルブランド「WHITE SANDS」「BLACK SANDS」の販売による収益拡大
- ⑤ D E N B A 社商品の販売強化による収益拡大

###### 2. 卸売事業

- ① 国内外における当社取扱いブランド商品の販路拡大
- ② 小売店、卸業者等との連携による新商品の企画、販売による収益拡大
- ③ 韓国アパレルブランド「WHITE SANDS」「BLACK SANDS」の販売による収益拡大

④ D E N B A社商品の販路拡大

### 3. リテール事業

① 残存した不採算店舗の撤退による収益黒字化

② 新規顧客獲得強化による新たな顧客層の獲得とリピート率を高めることによる客数の向上

③ 原価率と人件費率を改善することによる利益体質の改善

④ D E N B A社との業務提携を通じた次世代スリープテック空間による新業態の強化

### 4. コンサルティング事業

① 取得済みの太陽光発電所及び蓄電所について、収益の最大化を図りつつ早急に売却契約締結を進める

② 再生可能エネルギー事業の事業領域の拡大を図るため他社との業務提携も視野に入れながら太陽光発電所及び蓄電所を継続的に購入取得し、販売することによる収益拡大

③ Web3.0事業の強化による収益拡大

### 5. コスト削減又は効率的配分の徹底

① 経費削減活動の徹底を継続

② 販売スタイル別のセグメントへの変更や生産部門統一化による、効率的かつ効果的なコスト配分の徹底

### 6. 成長企業・事業のM&A及び資金調達

「はずむライフスタイルを提供し、人々を幸せにする」というミッションのもと、既存事業における美と健康の分野にて、他社との事業提携を行い商品開発・新ブランドの展開を行ってまいります。他社の商品についても、通信販売やリテール販売で、当社の販路を活用し収益を拡大して、美と健康と生活における癒しをテーマとした生活を豊かにするサービスを提供する事業を積極的に推進しております。また、資金水準の回復と安定化のための新たな資金調達の可能性を適宜検討してまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上又は実施前であり、また、資金調達の方法、調達金額、調達時期については確定していないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

## 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績等の状況の概要

#### ① 財政状態及び経営成績の状況

2025年9月に公表された日銀短観においては、大企業・非製造業の業況判断DIがプラス34と高水準を維持し、個人消費やインバウンド需要の持続が引き続き企業業績を下支えしていることが確認されました。一方で、先行き判断DIは28とやや悪化し、物価上昇や為替変動、海外経済の不透明感を背景に、経済環境の先行きに対する慎重な見方が広がっております。当社では、小売・卸売両分野においてこうした外部環境の変化に適切に対応する体制を構築しております。小売分野では、価格戦略の見直しに加え、店舗運営の効率化を進めており、実質的な収益性の維持・改善に努めています。また、卸売・国際取引においては、円安修正による輸入コストへの影響を注視しつつ、契約内容や仕入先の見直し、リスク管理を一層強化しております。このような当社を取り巻く環境において、当社グループにおきましては業績回復に向けて、各セグメントそれぞれの営業スタイル特性に合わせた施策を積極的に推進してまいりました。

当連結会計年度の経営成績は、「通販事業」「卸売事業」におきましては売上高予測に対して若干下回ったものの、引き続きセグメント利益を上げることが出来ております。「リテール事業」におきましては不採算店舗の撤退により売上高は減少しておりますが、営業損失ではあるものの予測どおりの結果となりました。また、「コンサルティング事業」におきましては、太陽光発電所及び蓄電所の売却契約をより好条件での交渉を継続中であり、一部の物件については好条件での売却が実施できつつも、事業譲受によるのれん償却費用として65,368千円、業務委託費用として79,016千円が先行して生じたことにより利益が予測から大きく落ち込む結果となりました。

以上のことより、当連結会計年度の経営成績は、売上高2,441,039千円（前年同期比8.1%増）となり、営業損失165,319千円（前年同期は営業損失126,174千円）、経常損失206,464千円（前年同期は経常損失129,355千円）、親会社株主に帰属する当期純損失243,929千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失273,032千円）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

#### (通販事業)

通販事業は社内コールセンターにおける電話オペレーターによる販売とEC販売にて構成されております。通販事業におきましては、売上高1,201,461千円（前年同期比11.0%増）、セグメント利益は183,867千円（前年同期比7.0%減）となりました。通販事業の今期の施策として商品の認知度、ブランディング強化のため、先行投資として積極的な広告配信を行ったこともあり、売上高は前年同期を上回りましたが、セグメント利益は前年同期を下回る結果となりました。通販事業の今期の施策としては、電話オペレーター販売においては、コールセンターを活かした他社との業務提携による収益の拡大、当社顧客への新商品・サービスの販売による収益拡大、インフルエンサー等を活用したデジタルマーケティングによる収益拡大を目指しております。リピート顧客及び掘り起し顧客へのアプローチを徹底的に継続し安定的な売上・利益の実績をつくることができていることと、さらに電話での販売スキルを武器に各商材や架電代行業務を行うなど積極的な展開を進めてまいりました。EC販売においては、モール販売の強化、SNSの活用や広告配信などにより全ブランドの認知度向上と新規顧客開拓を図り、売上拡大につなげました。中でも、子会社の株式会社i iyが展開する「CHARM MAKE BODY」はSNSやブランド戦略を積極的に行い、順調に売上を伸ばしてきました。以上の結果、通販事業全体としては、売上高については前年同期よりも上回る結果となり、安定的な黒字化体制を確立することができました。

#### (卸売事業)

卸売事業は国内卸売事業と海外卸売事業にて構成されております。卸売事業におきましては、売上高612,339千円（前年同期比17.7%増）、セグメント利益182,951千円（前年同期比13.8%減）となりました。卸売事業の今期の施策としては、国内外における当社取扱いブランド商品の更なる販路拡大、小売店・卸業者等との連携による新商品の企画、販売による収益拡大を目指しました。すでに実績のある「Cure」ブランドについては、国内外の人気ユーチューバーによるプロモーション活動の効果も大きく売上、販路を順調に拡大しました。また、今期よりベトナムでの販路拡大として実績をつくることができ、ベトナム国内での販売店を拡大し順調に売上を伸長いたしました。

「FAVORINA」「FINE VISUAL」「AROMA BLOOM」につきましては、国内卸売事業・海外卸売事業とも認知拡大を目的としたプロモーション活動を継続しており、それぞれ順調に進んでおります。「FAVORINA」の1剤式炭酸パック“炭酸クリアパック”は、中国での一般貿易を開始させ、KOLを起用したプロモーション活動やライブコマースでの販売等で商品の認知拡大及び売上向上に資する取り組みを行ってまいりました。ボディケアカンパニーのファイテン株式会社との共同企画商品「アロマブルーム メタックスアロマティックローション」は、引き続きバラエティショップや大手ドラッグストア等での販売店を拡大しており、第2弾のコラボ商品として薬用入浴剤「アロマブルーム アロマティックバス」を2025年9月3日より販売を開始しております。以上の結果、卸売事業全体としては、販路拡大の施策を強化する中でマーケティングの強化を行いながら順調に売上を拡大しております。

#### (リテール事業)

リテール事業は「AROMA BLOOM」の店舗運営事業にて構成されております。リテール事業におきましては、売上高483,766千円（前年同期比23.8%減）、セグメント損失28,145千円（前年同期はセグメント損失34,975千円）となりました。

今期の施策としては、戦略的な不採算店舗の撤退を進め営業損失の縮小を図るとともに、新規顧客獲得強化による新たな顧客層の獲得とリピート率を高めることによる客数及び販売単価の向上と原価率と人件費率を改善することによる利益体質の改善を目指しました。会員獲得施策として導入しているアプリ会員については毎月3,000件程の新規会員様をコンスタントに獲得し、LINEアカウントの登録者数も9万人を超えるクーポンの配信等で来店数の増加やリピート率及び単価の向上につながっております。その結果、リピート率や客単価につきましては順調に伸びており、更なる収益拡大のため新規顧客獲得も併せて強化しております。また、より一層の来店誘導のため、地域特性に合わせたMD（ブランド、店舗、顧客）コンセプトを見直し、仕入れ価格の交渉及びOEM製品開発による原価率の改善や新商品の投下を進めてきた結果、前年同期より店舗の退店で売上は減少しましたが営業損失の改善にはつながっております。今後も、残存した不採算店舗の撤退を進めることで収益黒字化を目指すとともに、店舗コンセプト及び収益性に見合う物件においては、すでに公表しておりますとおり世界49か国での革新技術による特許技術を保有するD E N B A J A P A N 株式会社（以下「D E N B A社」という）との業務提携を通じた次世代スリープテック空間での新業態の店舗展開を進めてまいります。

#### (コンサルティング事業)

コンサルティング事業におきましては、売上高143,835千円（前年同期比370.1%増）、セグメント損失29,945千円（前年同期はセグメント損失12,813千円）となりました。

今期の施策としては、前連結会計年度の第3四半期より、早期の黒字化実現のため事業の取捨選択を検討した結果、社内のリソースの一部を再生可能エネルギー事業へとシフト変更し、子会社の株式会社H A C C P ジャパンにおける衛生関連商材の販売及びコンサルティング事業は縮小を進めてきました。一方、2024年5月に実施した第三者割当による新株式発行によって調達した資金387百万円を元手に、2024年12月2日に設立した子会社のファンタスティックフォード1号合同会社とともに太陽光発電事業における太陽光発電所を継続的に購入取得し販売する事業を推進してきました。また、2025年2月14日に公表しておりますとおり当社グループは系統用蓄電所に関する事業を開始することを決議し、系統用蓄電所を購入取得のうえ販売交渉を行ってきました。しかしながら、太陽光発電所及び蓄電所の売却契約をより好条件での交渉を継続し、一部の物件については好条件での売却が実施できつつも、事業譲受によるのれん償却費用として65,368千円、業務委託費用として79,016千円が先行して生じたことにより利益が予測から大きく落ち込む結果となりました。引き続き、太陽光発電所及び蓄電所を継続的に購入取得し、販売することでの収益拡大を進めてまいります。また、更なる再生可能エネルギー事業の事業領域の拡大を図るため、特別高圧蓄電所の取り扱いの開始を検討するとともに、2025年3月31日開示の、シンエネルギー開発株式会社との業務提携に基づく各種取り組みも推進してまいります。

#### (資産)

当連結会計年度における資産の残高は2,986,712千円（前連結会計年度末2,293,574千円）、その内訳は流動資産2,600,484千円、固定資産386,228千円となり、前連結会計年度末に比べ693,138千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金の減少397,604千円、売掛金の増加30,732千円、商品及び製品の増加262,287千円、前渡金の増加777,019千円等によるものであります。

#### (負債)

当連結会計年度における負債の残高は1,327,936千円（前連結会計年度末1,120,170千円）、その内訳は流動負債1,092,778千円、固定負債235,158千円となり、前連結会計年度末に比べ207,765千円増加いたしました。これは主に、買掛金の増加36,185千円、短期借入金の増加140,000千円、1年内返済予定を含む長期借入金の増加88,721千円、株主優待引当金の増加14,559千円、資産除去債務の減少21,401千円を計上したこと等によるものであります。

#### (純資産)

当連結会計年度における純資産の残高は1,658,776千円（前連結会計年度末1,173,403千円）となり、前連結会計年度末に比べ485,373千円増加いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純損失243,929千円の計上による利益剰余金の減少によるもの、第三者割当による新株式の発行等による資本金及び資本剰余金がそれぞれ358,930千円増加、新株予約権の発行等による増加11,599千円等によるものであります。

### ② キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、439,054千円となり、前連結会計年度末と比べて347,538千円減少しております。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用された資金は、713,648千円（前年同期は361,105千円の使用）となりました。

これは主に、税金等調整前当期純損失243,179千円、棚卸資産の増加261,990千円、仕入債務の増加36,185千円、前受金の減少199,062千円等によるものであります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用された資金は、571,936千円（前年同期は50,123千円の使用）となりました。

これは主に、無形固定資産の取得による支出59,000千円、定期預金の払戻による収入50,066千円、事業譲受による支出586,696千円、貸付金の回収による収入40,000千円等によるものであります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、938,047千円（前年同期は708,376千円の収入）となりました。

これは主に、短期借入れによる収入845,000千円、短期借入金の返済による支出705,000千円、長期借入れによる収入201,500千円、長期借入金の返済による支出112,779千円、株式の発行による収入409,227千円、新株予約権の発行による収入15,460千円、新株予約権の行使による株式の発行による収入284,905千円等によるものであります。

③ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績及び受注状況

当社グループの提供するサービスは生産・受注活動を伴わないので、記載を省略しております。

b. 仕入実績

当連結会計年度における商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	前年同期比(%)
通販事業 (千円)	397,864	47.7
卸売事業 (千円)	467,558	340.9
リテール事業 (千円)	208,446	△35.9
コンサルティング事業 (千円)	—	—
その他 (千円)	—	—
合計(千円)	1,073,868	48.7

(注) 金額は、仕入価格によっております。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	前年同期比(%)
通販事業 (千円)	1,201,461	11.0
卸売事業 (千円)	612,339	17.7
リテール事業 (千円)	483,766	△23.8
コンサルティング事業 (千円)	143,835	370.1
その他 (千円)	—	—
調整額 (千円)	△363	—
合計(千円)	2,441,039	8.1

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

### ① 当連結会計年度末の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

#### a. 売上高

通販事業、卸売事業の売上高については前連結会計年度を上回る結果となり、順調に売上を拡大しております。リテール事業におきましては、収益性の低い店舗を9店舗退店したこと、売上は前年同期比を下回り、コンサルティング事業におきましては、昨年度より社内のリソースの一部を再生可能エネルギー事業へとシフト変更し、積極的な事業を展開してきた結果売上は前年同期比370.1%増となりました。2024年5月に実施した第三者割当による新株式発行によって調達した資金387百万円を元手に、2024年12月2日には子会社のファンタスティックフォード第1号合同会社を設立し、太陽光発電事業における太陽光発電所を継続的に購入取得し販売する事業を推進してきました。また、2025年2月14日に公表しておりますとおり当社グループは系統用蓄電所に関する事業を開始することを決議し、系統用蓄電所を購入取得のうえ販売交渉を行ってきました。以上のことでより前連結会計年度と比べ183,235千円増加し、当連結会計年度の売上高は2,441,039千円（前年同期比8.1%増）となりました。

#### b. 営業損益

通販事業及び卸売事業におきましては安定的に黒字化が実現できております。一方、リテール事業では新規顧客獲得強化による新たな顧客層の獲得とリピート率を高めることによる客数の向上、原価率と人件費率を改善することにより、利益体質の改善を図っておりますが、リテール事業としては未だ黒字化の実現ができおりません。コンサルティング事業につきましても、太陽光発電所及び蓄電所の売却契約をより好条件での交渉を継続し、一部の物件については好条件での売却が実施できつつも、事業譲受によるれん償却費用として65,368千円、業務委託費用として79,016千円が先行して生じたことにより利益が予測から大きく落ち込む結果となりました。以上のことより前連結会計年度と比べ39,145千円悪化し、当連結会計年度の営業損失は165,319千円（前年同期は営業損失126,174千円）となりました。

#### c. 経常損益

前連結会計年度と比べ77,108千円悪化し、当連結会計年度の経常損失は206,464千円（前年同期は経常損失129,355千円）となりました。

#### d. 親会社株主に帰属する当期純損益

特別損失（貸倒引当金繰入額・資産除去債務原状回復費用減損損失等）の計上等により、前連結会計年度と比べ29,103千円改善し、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は243,929千円（前年同期は親会株主に帰属する当期純損失273,032千円）となりました。

なお、セグメント別の分析につきましては「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を与える要因としては、当社グループは化粧品、健康食品、アロマ関連商品の通信販売及び卸販売、リテール販売を主な事業としております。そのため、法的な規制や制限、その他個人情報の漏洩が発生した場合は経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

その他、経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、主として営業活動によるキャッシュ・フロー及び金融機関等からの借入と第三者割当及び第17回新株予約権の行使による増資を資金の源泉としております。また、設備投資並びに事業投資等の長期資金需要につきましては、自己資金はもとより、金融機関及び事業会社からの借入等、金利コストの最小化を図れるような調達方法を実施しております。

### ② 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。連結財務諸表の作成に当たっては、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

## 5 【重要な契約等】

(連結子会社による事業譲受)

当社は、2024年12月25日開催の取締役会において、当社連結子会社であるファンタスティックフォー第1号合同会社が株式会社ネクスタが保有する太陽光発電所の土地権利94物件を同日付で譲り受けることを決議し、同日に事業譲渡契約を締結いたしました。詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項企業結合等関係」に記載のとおりであります。

(合弁会社の設立)

当社は、2025年9月12日開催の取締役会において、株式会社T I M H O L D I N G Sの代表取締役であるキム・トイル（金土日）氏との共同出資により、合弁会社を設立すること、また本合弁会社で株式会社T I M H O L D I N G Sが保有する日本国内における“WHITE SANDS” “BLACK SANDS” 製品の国内における完全独占販売権を帰属させEC販売及び店舗販売を行うことを決議いたしました。2025年10月1日付で当該合弁会社株式会社MIRAISEを設立し、当該会社の51%の株式を取得し、連結子会社といたしました。

## 6 【研究開発活動】

当連結会計年度における当社グループの研究開発費は、1,777千円であります。

なお、金額的重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しています。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

特記すべき事項はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

##### (1) 提出会社

2025年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物	土地 (面積m <sup>2</sup> )	リース資産	その他	合計	
株式会社フォーシーズHD	本社 (福岡市中央区)	—	管理用資産	—	—	—	—	—	56(—)
株式会社フォーシーズHD	東京オフィス (東京都港区)	—	管理用資産 店舗	0	—	—	0	0	18(—)
株式会社フォーシーズHD	AROMA BLOOM (東京都中央区 他) 8店舗	リテール事業	店舗	—	—	—	—	—	12(24)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」及び「ソフトウエア」であります。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除く）は、最近1年間の平均人員（1名1日8時間換算）を（ ）外数で記載しておりますが、小数点第1位以下を切り捨てて表示しております。

3. 本社、東京オフィス及び店舗は建物の一部を賃借しております。

年間賃借料は本社26,472千円、東京オフィス10,548千円、店舗は66,985千円であります。

4. 帳簿価格は、減損損失計上後の金額であります。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（連結損益計算書関係）※6」に記載のとおりであります。

##### (2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物	土地 (面積m <sup>2</sup> )	リース資産	その他	合計	
ファンタスティックフォード第1号合同会社	上條南割蓄電所 (山梨県韮崎市)	コンサルティング事業	太陽光発電 関連資産	—	13,000 (3,858)	—	59,000	72,000	—

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、「その他の無形固定資産」であります。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着工予定 年月	完成予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
ファンタスティックフォード第1号合同会社	上條南割蓄電所 (山梨県韮崎市)	コンサルティング事業	太陽光発電 関連資産	415,393	72,000	自己資金 または 借入金	2026年4月	2027年4月	2 MW

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年12月22日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	11,207,470	11,207,470	東京証券取引所 (スタンダード市場)	単元株式数は100 株であります。
計	11,207,470	11,207,470	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2025年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により  
発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第14回新株予約権

決議年月日	2016年12月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 7 子会社従業員 97
新株予約権の数(個) ※	153 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 15,300 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	377 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2019年1月1日～2026年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 377 資本組入額 189
新株予約権の行使の条件 ※	① 新株予約権者の相続人による、新株予約権の行使は認めない。 ② その他の条件については、当社と対象者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末(2025年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 払込金額は、当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、払込金額は、株式分割もしくは株式併合の場合、時価を下回る払込価額で自己株式を処分する場合又は新株予約権もしくは新株予約権を付与された証券を発行する場合等にも適宜調整する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

第17回新株予約権

決議年月日	2025年6月13日
新株予約権数 ※	13,702個 [13,702個] (注) 7
新株予約権のうち自己新株予約権の数 ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	普通株式 1,370,200 [1,370,200] (注) 6
新株予約権の行使時の払込金額 ※	632 (注) 8
新株予約権の行使期間 ※	2025年7月1日から2030年6月28日まで (注) 11

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 849 資本組入額 424.5
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 12
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡については、当社の事前の承認を要するものとする。(注) 13
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 14

※ 当事業年度の末日（2025年9月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年11月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)

1. 本新株予約権の名称

株式会社フォーシーズHD第17回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金15,460,290円

3. 申込期日

2025年6月30日

4. 割当日及び払込期日

2025年6月30日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。

G F A 株式会社	3,160個
株式会社フォーシスアンドカンパニー	1,260個
みらい再生支援機構合同会社	2,370個
K I N G 有限責任事業組合	1,580個
堀江貴文	930個
三崎優太	930個
デジタルレクリュム株式会社	930個
GOLD PACIFIC GLOBAL LIMITED	7,050個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,821,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率

(3) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 調整前行使価額

調整後行使価額

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

13,702個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たり金849円（本新株予約権の払込金額の総額 金15,460,290円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額と

する。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、632円（小数点切上）とする。但し、行使価額は第10項の定めるところに従い調整されるものとする。

#### 10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\begin{array}{c}
 \text{新発行・処分普} \times 1 \text{株当たりの} \\
 \text{通株式数} \quad \text{払込金額} \\
 \hline
 \text{既発行} \quad + \\
 \text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{普通株式数}}{\text{行使価額}} \quad \text{時価} \\
 \hline
 \text{行使価額} \quad \text{既発行普通株式数} \quad + \quad \text{新発行・処分} \\
 \hline
 \text{普通株式数}
 \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 特に有利な払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、当社が導入する譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社の従業員に対し当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合、又は2025年6月13日の取締役会決議に基づく当社普通株式の発行を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 特に有利な払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当の場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行（無償割当の場合を含む。）する場合（但し、当社及び当社の子会社の従業員に対しストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当のための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに特に有利な価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前} - \text{調整後} \times \text{調整前行使価額により} \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権を行使することができる期間

2025年7月1日から2030年6月28日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。

#### 12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 13. 本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

#### 14. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

##### (1) 新たに交付される新株予約権の数

本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。  
調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

##### (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編当事会社の同種の株式

##### (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

##### (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の0.1円未満の端数は切り上げる。

##### (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

第11項乃至第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

#### 15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行

使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第20項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を849円とした。

20. 行使請求受付場所

株式会社フォーシーズHD 財務経理部

21. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 福岡支店

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じることができる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行について必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力の発生を条件とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年12月17日 (注) 1	202,100	7,377,670	50,322	983,131	50,322	448,452
2022年7月26日～2022 年9月30日 (注) 2	42,300	7,419,970	9,315	992,447	9,315	457,768
2022年10月1日～2023 年2月3日(注) 2	66,200	7,486,170	13,146	1,005,593	13,146	470,914
2023年2月3日 (注) 3	—	7,486,170	—	1,005,593	21,738	492,652
2023年2月4日～2023 年3月17日 (注) 2	591,500	8,077,670	234,458	1,122,822	130,375	609,881
2024年5月27日 (注) 4	440,000	8,517,670	102,080	1,224,902	102,080	711,961
2024年5月28日 (注) 5	440,000	8,957,670	102,080	1,326,982	102,080	814,041
2024年6月6日 (注) 6	1,120,000	10,077,670	259,840	1,586,822	259,840	1,073,881
2025年6月30日 (注) 7	679,000	10,756,670	214,564	1,801,386	214,564	1,288,445
2025年7月8日～2025 年9月17日 (注) 8	450,800	11,207,470	144,366	1,945,753	144,366	1,432,811

(注) 1. 第15回新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 第16回新株予約権（行使価額修正条項付）の権利行使による増加であります。

3. 株式会社 i i y を完全子会社とする株式交換により、資本準備金が21,738千円増加しております。交付する普通株式については自己株式より充当しております。

4. 有償第三者割当 発行価格464円 資本組入額232円

割当先 ネクスタ匿名組合

5. 有償第三者割当 発行価格464円 資本組入額232円

割当先 TIMES INVESTMENT LIMITED

6. 有償第三者割当 発行価格464円 資本組入額232円

割当先 GOLD PACIFIC GLOBAL LIMITED

7. 有償第三者割当 発行価格632円 資本組入額316円

割当先 G F A 株式会社、株式会社フォーシスアンドカンパニー、みらい再生支援機構合同会社、  
K I N G 有限責任事業組合、株式会社ジェリービーンズグループ

8. 第17回新株予約権の権利行使による増加であります。

9. 2024年5月10日付で提出した有価証券届出書に記載した「手取金の使途」について、下記の通り変更が生じております。

①変更の理由

当社は、第三者割当による調達資金である915,000千円のうち200,000千円を社債の償還資金に充当する予定でしたが、事業の運営を効果的に実施するために、当該手取金の使途を再検討し、「商品仕入代金（通販事業、卸事業、リテール事業におけるDENBA SLEEP仕入）」、「事業運転資金（法人税および消費税の支払い）」、「借入金弁済（金融機関への弁済）」に資金使途および支出予定時期を変更いたしました。

②変更内容

[変更前]

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①再生可能エネルギー事業分野への参入	387	2024年6月～2026年5月
②子会社への貸付け (太陽光発電設備の土地権利取得を目的とする)	328	2024年9月～2025年9月
③社債の償還資金	200	2026年1月
合計	915	

[変更後]

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①再生可能エネルギー事業分野への参入	387	2024年6月～2026年5月
②子会社への貸付け (太陽光発電設備の土地権利取得を目的とする)	328	2024年9月～2025年9月
③商品仕入代金（通販事業、卸事業、リテール事業における DENBA SLEEP仕入代金）	110	2024年11月
④事業運転資金（法人税および消費税の支払い）	57	2024年12月
⑤借入金弁済（金融機関への弁済）	33	2024年12月
合計	915	

※なお、現時点において全額充当済みです。

(5) 【所有者別状況】

2025年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	18	53	20	41	15,855	15,988	—
所有株式数(単元)	—	205	4,696	9,623	13,573	156	83,223	111,476	59,870
所有株式数の割合(%)	—	0.183	4.212	8.632	12.175	0.139	74.655	100.000	—

(注) 1. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ1単元及び50株含まれております。

2. 自己株式9,302株は、「個人その他」に93単元及び「単元未満株式の状況」に2株を含めております。

(6) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
井 康彦	福岡県福岡市中央区	1,339,280	11.95
SCBHK AC-CHINA GALAXY INTERNATIONAL SECURITIES (HONG KONG) CO., LIMITED CLIENT ACCOUNT(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	20/F, WING ON CENTRE, 111 CONNAUGHT ROAD CENTRAL, HONG KONG (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	1,061,300	9.47
ネットプライス有限責任事業組合	東京都港区新橋2丁目16番1号	1,028,947	9.18
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NEW YORK 10286 U.S.A (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	233,100	2.08
株式会社ネクスター(匿名組合口)	東京都小平市小川町2丁目1157番地の8	200,000	1.78
ワイスコレクション株式会社	東京都港区元麻布2丁目14-9-502号	184,500	1.64
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	177,000	1.58
DENBA JAPAN株式会社	東京都中央区明石町4-5	162,753	1.45
株式会社ジェリービーンズグループ	東京都台東区上野1丁目16番5号	158,000	1.41
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	140,178	1.25
計	—	4,685,058	41.83

(注) 1. SCBHK AC-CHINA GALAXY INTERNATIONAL SECURITIES (HONG KONG) CO., LIMITED CLIENT ACCOUNT名義の株式は、GOLD PACIFIC GLOBAL LIMITED 806,300株とTIMES INVESTMENT LIMITED 255,000株が実質株主として保有しております。なお、実質株主の内容は、次のとおりであります。

2. 2025年11月28日付の臨時報告書(主要株主の異動)にてお知らせしましたとおり、前事業年度末において主要株主であったGOLD PACIFIC GLOBAL LIMITEDは主要株主でなくなりました。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株式等保有割合(%)
GOLD PACIFIC GLOBAL LIMITED	Hong Kong, Quarry Bay 4-6 Hoi Wan Street Ka Wing Building, 18/F., Flat E (登記上の住所: OMC Chambers, Wickhams Cay 1, Road Town, Tortola, British Virgin Islands)	806,300	7.20

TIMES INVESTMENT LIMITED	15A, 50 Stanley St, Central, Hong Kong (登記上の住所: Room 102, 1st Floor, Block A, Sea View Estate, 2-8 Watson Road, North Point, Hong Kong)	255,000	2.27
--------------------------	--	---------	------

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 9,300	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 11,138,300	111,383	—
単元未満株式	普通株式 59,870	—	—
発行済株式総数	11,207,470	—	—
総株主の議決権	—	111,383	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式100株（議決権1個）が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式2株及び株式会社証券保管振替機構名義の株式50株が含まれております。

② 【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社フォーシーズHD	福岡市中央区薬院一丁目 1番1号	9,300	—	9,300	0.08
計	—	9,300	—	9,300	0.08

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	413	266
当期間における取得自己株式	40	199

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (新株予約権の権利行使)	200	108	—	—
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	—	—	40	19
保有自己株式数	9,302	—	9,342	—

(注) 1. 当期間における処理自己株式数には、2025年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2025年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取及び売渡による株式は含まれておりません。

## 3 【配当政策】

当社は、安定的な配当の維持継続を念頭に置きながら、業績を勘案して、適切な額を還元することを配当政策として定め、経営の最重要課題の一つと認識しております。

当社は中間配当と期末配当のほか基準日を定めて剰余金の配当を行うことができるとしており、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期におきましては、連結実績243,929千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことから、中間配当及び期末配当とともに誠に遺憾ながら、前期に引き続き無配とさせていただきます。

次期の剰余金の配当につきましては、未定とさせていただきますが、財務基盤の強化及び今後の持続的成長のための内部留保の充実を図りつつ、経営成績及び財政状態を勘案し、適切な利益還元策を検討し実施する必要があると考えております。なお、内部留保資金の使途につきましては、今後の積極的な事業展開とリスクへの備えとして活用してまいります。

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループ内の事業部門・事業会社がそれぞれの領域で、日々業務に取り組むとともに、グループ全体が連携して、当社グループに関わる全ての人に感動を提供し、多くの人を幸せにすることを基本理念と位置づけ、株主を筆頭とするステークホルダーに対し一層の経営の透明性を高めるため、リスク管理体制の強化、経営の効率性の改善、適時適切な情報開示等に取り組んでおります。

#### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、2025年12月23日開催予定の第23期定時株主総会の議案（決議事項）として、「定款一部変更の件」を提案しております。当該議案が承認可決されると、当社は同定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行します。なお、（イ）には、2025年12月22日（有価証券報告書提出日）現在の内容を記載しておりますが、監査等委員会設置会社への移行後における企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由は、（ロ）に記載しております。

#### （イ）2025年12月22日（有価証券報告書提出日）現在の状況

当社は監査役制度採用会社として、取締役会と監査役、監査役会により、取締役の職務の執行の監視・監督及び監査を行っております。当社代表取締役社長寺田智美を議長とする取締役会は取締役6名（うち、社外取締役3名）で構成され、当社グループの重要な業務執行を決定するとともに、取締役及びグループ会社の業務執行を監視・監督しております。監査役につきましては、監査役3名（うち、社外監査役2名）の体制をとっており、当社常勤監査役上畠正教を議長とする監査役会を設置しております。内部監査体制につきましては、社長直轄の内部監査室がグループ企業を含め、計画的な業務監査を実施しております。また、財務報告に係る内部統制につきましては、内部監査室がグループ企業を含め、内部統制の構築や内部統制システムの運用状況の評価などを実施しております。

当社が採用しておりますのは、業務執行における意思決定の迅速化と適切な企業統治の確保を両立させるためであります。

#### （取締役会）

取締役会は、6名の取締役で構成され、監査役出席のもと、定時取締役会を原則として毎月1回開催しており、経営上の重要な事項を審議・決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しています。

また、取締役会に諮るべき事項及び重要な業務執行については、迅速かつ適切な対応を図るべく臨時の取締役会を適宜開催し、機動的な意思決定を行っております。

#### （内部監査室）

内部監査室は、内部監査規程・監査計画書に基づいた内部監査及び内部統制システムの整備と有効性の評価を行い、その結果は「内部監査室規程」に基づき、内部監査室が子会社を含めた業務の状況の監査を実施するとともに代表取締役社長及び監査役会、取締役会への結果報告を行っております。また、監査役と内部監査室は、隨時意見交換を行っております。

#### （監査役会）

当社は、監査役会設置会社であり、監査役3名（うち、社外監査役2名）の体制をとっております。

監査役会は原則として毎月1回開催しており、監査役会において定めた監査計画等に従い、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務遂行を監査しております。

なお、監査役は、会計監査人と定期的に会合をもつなど、緊密な連携を保ち、意見及び情報交換を行うとともに、内部監査部門等からの報告を通じて適切な監査を実施しております。

#### （会計監査人）

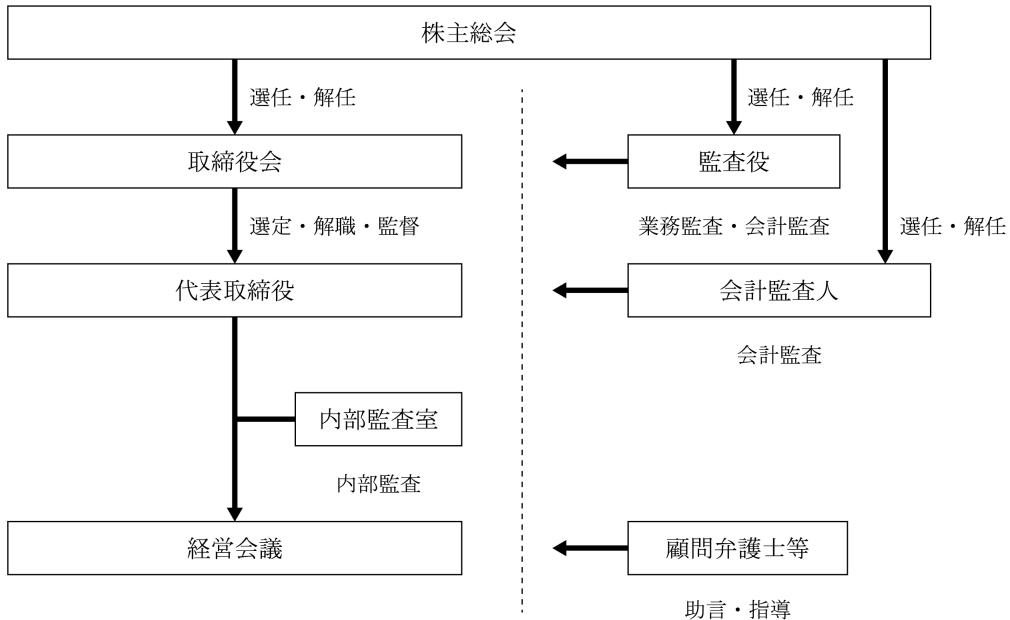
当社は、監査法人ウィズと監査契約を締結しており、独立監査人として金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けております。

また、会計上の重要事項につきましては適宜協議を行っております。

#### （コンプライアンス委員会）

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、参与として取締役、業務執行部門長を加え、誠実・公正な企業活動の遂行に資することを目的として、社会規範、法令及び当社内規の遵守に係る諸問題について総合的な検討を行っております。

<コーポレート・ガバナンス体制の概要>



監査役、内部監査室、会計監査人の三者は、必要に応じて協議を行い、連携して企業経営の健全性と透明性の確保に努めております。

(ロ) 2025年12月23日第23期定時株主総会後の企業統治の体制

当社は、2025年12月23日開催の第23期定時株主総会における承認をもって、監査等委員会設置会社へ移行します。これにより、取締役の職務執行の監査・監督を担う監査等委員を取締役会の構成員として取締役会の監督機能をより強化し、経営の透明性と客観性をさらに高めてまいります。また、中長期の経営戦略やサステナビリティ、重要度の高い経営課題などを重点的に議論できる体制といたします。

上記の取組みを行うことで、コーポレート・ガバナンス体制をさらに強化し、当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現を図ってまいります。なお、監査等委員会設置会社への移行に伴い、次のとおりコーポレート・ガバナンス体制を変更いたします。

(取締役会)

取締役会は、社外取締役（3名）を含む6名で構成され、定時取締役会を原則として月1回開催しており、経営上の重要な事項を審議・決定するとともに、監査等委員3名（社外取締役2名含む）にて、ガバナンスを含めた監査、諮問業務を行い、監督としての役目を担ってまいります。

また、取締役会に諮るべき事項及び重要な業務執行については、迅速かつ適切な対応を図るべく臨時の取締役会を適宜開催し、機動的な意思決定を行っております。

(監査等委員会)

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員3名（うち、社外取締役2名）の体制をとっております。

監査等委員会は原則として毎月1回開催し、監査上の重要課題について情報共有と議論を行っております。監査等委員は、株主の負託を受けた独立の立場から、取締役会のほか重要な会議にも出席し意見を述べるなど、取締役の職務執行を監査・監督しております。

なお、監査等委員は、会計監査人と定期的に会合をもつなど、緊密な連携を保ち、意見及び情報交換を行うとともに、内部監査部門等からの報告を通じて適切な監査を実施いたします。

(内部監査室)

内部監査室は、内部監査規程・監査計画書に基づいた内部監査及び内部統制システムの整備と有効性の評価を行い、その結果は「内部監査室規程」に基づき、内部監査室が子会社を含めた業務の状況の監査を実施するとともに代表取締役社長及び監査等委員会、取締役会への結果報告を行っております。また、監査等委員と内部監査室は、随時意見交換を行っております。

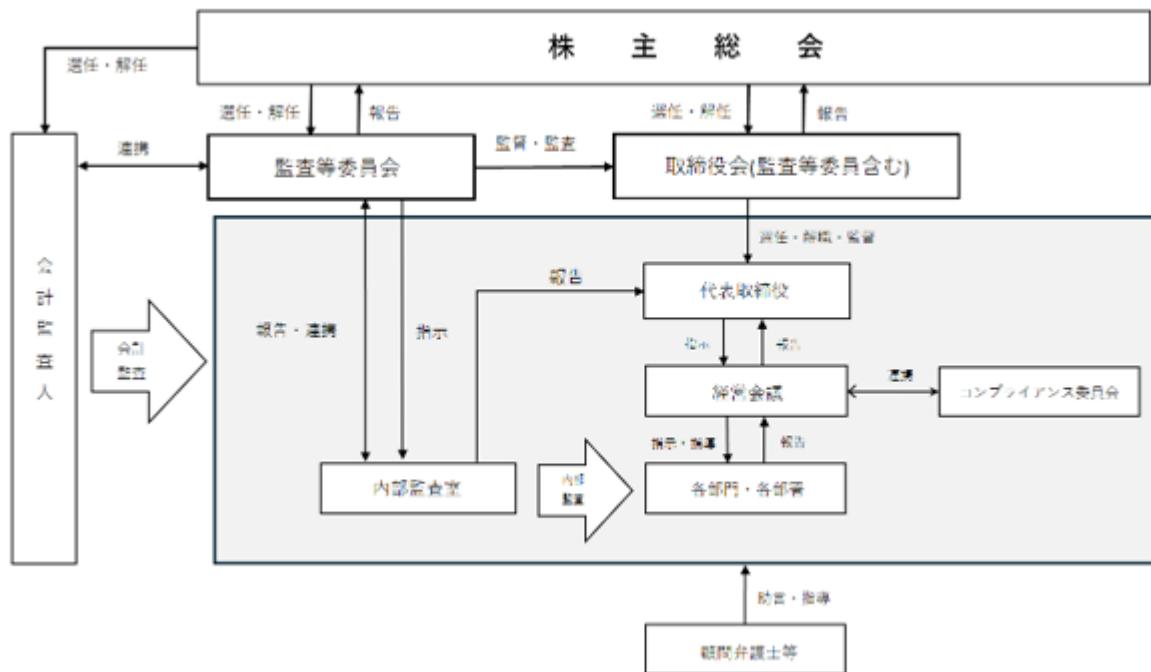
(会計監査人)

当社は、監査法人ウィズと監査契約を締結しており、独立監査人として金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けております。

### (コンプライアンス委員会)

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、参与として取締役、業務執行部門長を加え、誠実・公正な企業活動の遂行に資することを目的として、社会規範、法令及び当社内規の遵守に係る諸問題について総合的な検討を行っております。

### ＜コーポレート・ガバナンス体制の概要＞



### ③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況及び子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、事業目的、経営計画等の達成に当たり、適切な内部統制システムの構築が重要課題であると認識しております。このような認識のもと、当社では社内規程等の制定・運用を通じ、会社法及び会社法施行令に準拠した次の体制の整備を行うことにより、内部統制システムの充実を図っております。同システムにつきましては、必要に応じて見直すとともに、より適切な運用に努めてまいります。

(イ) 2025年12月22日（有価証券報告書提出日）現在の状況

### (業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

#### イ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会規程・監査役会規程の見直しを行い役員の倫理に関する不足事項があれば改定し、必要に応じ弁護士等を起用し、法令定款違反行為を未然に防止することとしております。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化しております。

#### 四、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役会等の重要な会議議事録のほか、各取締役が職務権限基準に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報には、法令並びに文書管理規程の定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、検索性

の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとしております。

ハ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を基礎として、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとしております。

2. 取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程において、それぞれの責任、執行手続きの詳細について定めることとしております。

ニ. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本理念を定め、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、その組織として内部監査室を強化しております。
2. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社内通報システムを整備し、社内通報規程に基づきその運用を行うこととしております。
3. 監査役は当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めたときは、意見を述べるとともに、改善案の策定を求めることができるものとしております。

ホ. 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、関係会社管理規程に基づき、対象となる子会社の事業運営について、その自主性を尊重しつつ、当社における合議・承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングするものとしております。取締役は、子会社において、不正行為又は法令及び当該子会社の定款、社内規程等に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、代表取締役社長及び取締役会並びに監査役に報告することとしております。

2. 子会社は、当社による経営管理、経営指導において、不正行為又は法令及び定款、社内規程等に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、当社コンプライアンス委員会又は内部監査室に報告するものとしております。同委員会は、直ちに意見等を付して代表取締役社長及び取締役会並びに監査役にこれを報告することとしております。監査役は、これにつき意見を述べるとともに、その改善を求めることができるとしております。

ヘ. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役の職務を補助すべき使用人として、内部監査室員から監査役補助者を任命できることとしております。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとしております。
2. 監査役補助者に任命された者は業務の執行にかかる職務を兼務しないこととしております。

ト. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告者に対する不利な取り扱いを禁止する体制

1. 内部監査規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役にその都度報告するものとしております。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることが可能となることとしております。
2. 社内通報規程の定めに従い、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保するものとしております。
3. 当社は、監査役又は監査役会に上記1又は2の報告を行った者に対し、社内通報規程に基づき、報告をしたことを理由とする不利な取り扱いを禁止することとしております。

(監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制)

当社は、監査役会設置会社として、監査役監査が実効的に行われることが可能となるよう次の取組を行うこととしております。

- イ. 実効的な監査が行われるようにするため、監査役は、取締役会への出席に際し、事前に付議事項について報告を受けることとしております。また、監査役は、当会社の重要会議に出席するほか、協議・決定された社長決裁(稟議)事項及び報告事項について書類を閲覧し、報告を受けることとしております。
- ロ. 当社は、「監査役監査基準」を制定し、監査役の職責と心構えを明らかにするとともに、監査体制のあり方並びに監査に当たっての基準及び行動の指針を定めるものとしております。また、監査役会に関しては、「監査役会規程」を制定し、招集等の手続き、監査報告書の作成要領、決議・報告・協議を要する事項等、監査役会に関する事項について定め、その適正な運営及び審議の充実を図るものとしております。
- ハ. 監査役は、取締役との定期的な協議、内部統制事務局及び内部監査部門との意見交換等を通じて、執行部門

との意思疎通を十分に図るものとしております。

- ニ. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理にかかる方針に関する事項監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等の償還請求に応じることとしております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、上記に掲げた内部統制システムの基本方針に基づき、以下の具体的な取組を行っております。

- イ. 当社は、取締役会を毎月開催し、各子会社における職務の執行状況の報告を受け、取締役及び監査役との情報共有並びに当社グループ全体の経営管理を行っております。
- ロ. 当社は、コンプライアンス委員会を四半期に1度開催し、コンプライアンス上のリスク等について情報の共有を行っております。
- ハ. 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部監査室が当社グループの内部監査を実施しております。
- ニ. 内部監査室が内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施しております。

b. リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制としては、重要な契約や適法性に関する事項、個人情報保護法の遵守などの管理は顧問弁護士等の指導を受け、管理本部を主管として実施しております。また、会社の基本方針、行動指針を制定し、法令遵守と安全意識の徹底を推進しております。

(当社及び当社子会社のリスク（損失の危険）の管理に関する規程その他の体制)

イ. 当社グループは、当社の業務執行のリスクとして、以下aからcのリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整えることとしております。

- a. 事業を遂行する上でのリスク  
b. 事業体制についてのリスク  
c. 投融資等についてのリスク

ロ. 当社グループのリスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、リスクについて管理責任者を設定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築しております。不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを編成し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えております。

c. 反社会的勢力排除のための体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、会社組織として毅然とした姿勢で臨み、不当・不法な要求に応じないことはもちろん、一切の関係を遮断することとしております。

反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした姿勢で臨むことを明らかにするため、「リスク管理規程」において、これを明確にリスクとして記載し対応担当部門を明らかにしております。警察当局、関係団体などと十分に連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を積極的に収集するとともに組織的な対応が可能となるよう体制の整備を進めております。

d. 責任限定契約の内容の概要

(社外取締役及び社外監査役との間で締結した責任限定契約の内容の概要)

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定めた額を限度とする契約を締結しております。

e. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、1年毎に契約更新しております。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことのある、又は、当該責任の追及に係る請

求を受けることによって生じることのある損害賠償金や争訟費用等について填補することとされております。当該保険契約の被保険者は、当社取締役及び監査役、執行役員、会計監査人、管理職従業員等であります。

なお、当該保険契約には、職務の執行の適正性が損なわれないよう、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、保険料は全額当社が負担しており、被保険者は保険料を負担しておりません。

(会計監査人との間で締結した責任限定契約の内容の概要)

当社は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定めた額を限度とする契約を締結しております。

f. 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

g. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

h. 株主総会決議事項を取締役会で決議することとした事項

イ. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に發揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役及び監査役(取締役及び監査役であったものも含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

ロ. 剰余金の配当

当社は、株主への安定的な利益還元等を行うため、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。

i. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

j. 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を32回開催しており、個々の取締役の出席状況については以下のとおりであります。

役 職	氏 名	開催回数	出席回数
取締役会長	天童 淑巳	7回	7回
代表取締役社長	寺田 智美	32回	30回
取締役副社長	松野 博彦	32回	32回
取締役営業本部長	西村 真里枝	7回	7回
取締役CFO	浦 太介	25回	25回
取締役 (社外)	立川 光昭	32回	22回
取締役 (社外)	神谷 将史	32回	24回
取締役 (社外)	寺前 順	32回	25回
常勤監査役	上畠 正教	32回	29回
監査役 (社外)	鬼塚 恒	32回	28回

監査役 (社外)	板垣 裕二郎	32回	30回
-------------	--------	-----	-----

- (注) 1. 取締役会長の天童淑巳氏、取締役営業本部長の西村真里枝氏は2024年12月20日開催の第22期定時株主総会で退任された取締役であるため開催回数及び出席回数は就任中のものであります。
2. 取締役の浦太介氏は2024年12月20日開催の第22期定時株主総会で選任された取締役であるため、開催回数及び出席回数は就任後のものであります。

・取締役会及び監査役会における発言状況等

社外取締役及び社外監査役は、議案審議に必要な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(ロ) 2025年12月23日開催の第23期定時株主総会後の企業統治の体制

(業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

イ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会規程・監査等委員規程の見直しを行い役員の倫理に関する不足事項があれば改定し、必要に応じ弁護士等を起用し、法令定款違反行為を未然に防止することとしております。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査等委員及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化しております。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役会等の重要な会議議事録のほか、各取締役が職務権限基準に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報には、法令並びに文書管理規程の定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとしております。

ハ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を基礎として、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関する重要事項については事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとしております。

2. 取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程において、それぞれの責任、執行手続きの詳細について定めることとしております。

ニ. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本理念を定め、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、その組織として内部監査室を強化しております。

2. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社内通報システムを整備し、社内通報規程に基づきその運用を行うこととしております。

3. 監査等委員は当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めたときは、意見を述べるとともに、改善案の策定を求めることができるものとしております。

ホ. 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、関係会社管理規程に基づき、対象となる子会社の事業運営について、その自主性を尊重しつつ、当社における合議・承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングするものとしております。取締役は、子会社において、不正行為又は法令及び当該子会社の定款、社内規程等に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、代表取締役社長及び取締役会並びに監査等委員会に報告することとしております。

2. 子会社は、当社による経営管理、経営指導において、不正行為又は法令及び定款、社内規程等に違反す

る重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、当社コンプライアンス委員会又は内部監査室に報告するものとしております。同委員会は、直ちに意見等を付して代表取締役社長及び取締役会並びに監査等委員会にこれを報告することとしております。監査等委員は、これにつき意見を述べるとともに、その改善を求めることができるとしております。

ヘ. 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査等委員の職務を補助すべき使用人として、内部監査室員から監査等委員補助者を任命できることとしております。監査等委員補助者の評価は監査等委員が行い、監査等委員補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役会からの独立性を確保するものとしております。

2. 監査等委員補助者に任命された者は業務の執行にかかる職務を兼務しないこととしております。

ト. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制及び報告者に対する不利な取り扱いを禁止する体制

1. 内部監査規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査等委員にその都度報告するものとしております。前記に関わらず、監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることが可能となるようあります。

2. 社内通報規程の定めに従い、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査等委員への適切な報告体制を確保するものとしております。

3. 当社は、監査等委員又は監査等委員会に上記1又は2の報告を行った者に対し、社内通報規程に基づき、報告をしたことを理由とする不利な取り扱いを禁止することとしております。

(監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

当社は、監査等委員会設置会社として、監査等委員会監査等が実効的に行われることが可能となるよう次の取組

を行うこととしております。

イ. 実効的な監査が行われるようにするため、監査等委員は、取締役会への出席に際し、事前に付議事項について報告を受けることとしております。また、監査等委員は、当会社の重要会議に出席するほか、協議・決定された社長決裁(稟議)事項及び報告事項について書類を閲覧し、報告を受けることとしております。

ロ. 当社は、「監査等委員会監査等基準」を制定し、監査等委員の職責と心構えを明らかにするとともに、監査体制のあり方並びに監査に当たっての基準及び行動の指針を定めるものとしております。また、監査等委員会に関しては、「監査等委員規程」を制定し、招集等の手続き、監査報告書の作成要領、決議・報告・協議をする事項等、監査等委員会に関する事項について定め、その適正な運営及び審議の充実を図るものとしております。

ハ. 監査等委員は、取締役との定期的な協議、内部統制事務局及び内部監査部門との意見交換等を通じて、執行部門との意思疎通を十分に図るものとしております。

ニ. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理にかかる方針に関する事項監査等委員が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等の償還請求に応じることとしております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、上記に掲げた内部統制システムの基本方針に基づき、以下の具体的な取組を行っております。

イ. 当社は、取締役会を毎月開催し、各子会社における職務の執行状況の報告を受け、取締役及び監査等委員との情報共有並びに当社グループ全体の経営管理を行っております。

ロ. 当社は、コンプライアンス委員会を四半期に1度開催し、コンプライアンス上のリスク等について情報の共有を行っております。

ハ. 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部監査室が当社グループの内部監査を実施しております。

ニ. 内部監査室が内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施しております。

## b. リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制としては、重要な契約や適法性に関する事項、個人情報保護法の遵守などの管理は顧問弁護士等の指導を受け、管理本部を主管として実施しております。また、会社の基本方針、行動指針を制定し、法令遵守と安全意識の徹底を推進しております。

(当社及び当社子会社のリスク（損失の危険）の管理に関する規程その他の体制)

イ. 当社グループは、当社の業務執行のリスクとして、以下 a から c のリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整えることとしております。

- a. 事業を遂行する上でのリスク
- b. 事業体制についてのリスク
- c. 投融資等についてのリスク

ロ. 当社グループのリスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、リスクについて管理責任者を設定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築しております。不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを編成し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えております。

## c. 反社会的勢力排除のための体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、会社組織として毅然とした姿勢で臨み、不当・不法な要求に応じないことはもちろん、一切の関係を遮断することとしております。

反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした姿勢で臨むことを明らかにするため、「リスク管理規程」において、これを明確にリスクとして記載し対応担当部門を明らかにしております。警察当局、関係団体などと十分に連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を積極的に収集するとともに組織的な対応が可能となるよう体制の整備を進めております。

## d. 責任限定契約の内容の概要

(社外取締役（社外監査等委員含む）との間で締結した責任限定契約の内容の概要)

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役（社外監査等委員含む）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定めた額を限度とする契約を締結しております。

## e. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、1年毎に契約更新しております。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことのある、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害賠償金や争訟費用等について填補することとされております。当該保険契約の被保険者は、当社取締役及び監査等委員、執行役員、会計監査人、管理職従業員等であります。

なお、当該保険契約には、職務の執行の適正性が損なわれないよう、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、保険料は全額当社が負担しており、被保険者は保険料を負担しておりません。

(会計監査人との間で締結した責任限定契約の内容の概要)

当社は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定めた額を限度とする契約を締結しております。

## f. 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

g. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

h. 株主総会決議事項を取締役会で決議することとした事項

イ. 取締役及び監査等委員の責任免除

当社は、取締役及び監査等委員が期待される役割を十分に發揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役及び監査等委員(取締役及び監査役であつたものも含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

ロ. 剰余金の配当

当社は、株主への安定的な利益還元等を行うため、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。

イ. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

j. 取締役会の活動状況（2025年12月22日（有価証券報告書提出日）現在の状況となります）

当事業年度において当社は取締役会を32回開催しており、個々の取締役の出席状況については以下のとおりであります。

役 職	氏 名	開催回数	出席回数
取締役会長	天童 淑巳	7回	7回
代表取締役社長	寺田 智美	32回	30回
取締役副社長	松野 博彦	32回	32回
取締役営業本部長	西村 真里枝	7回	7回
取締役CFO	浦 太介	25回	25回
取締役 (社外)	立川 光昭	32回	22回
取締役 (社外)	神谷 将史	32回	24回
取締役 (社外)	寺前 順	32回	25回
常勤監査役	上畠 正教	32回	29回
監査役 (社外)	鬼塚 恒	32回	28回
監査役 (社外)	板垣 裕二郎	32回	30回

(注) 1. 取締役会長の天童淑巳氏、取締役営業本部長の西村真里枝氏は2024年12月20日開催の第22期定時株主総会で退任された取締役であるため開催回数及び出席回数は就任中のものであります。

2. 取締役の浦太介氏は2024年12月20日開催の第22期定時株主総会で選任された取締役であるため、開催回数及び出席回数は就任後のものであります。

・取締役会及び監査役会における発言状況等

社外取締役及び社外監査役は、議案審議に必要な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

(イ) 2025年12月22日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長	寺田 智美	1973年1月26日	1993年4月 近藤税理士事務所 入所 2010年10月 株ティーナイン 入社 2017年4月 株CLEAR 代表取締役（現任） 2019年2月 株ミヤビインターナショナル 監査役（現任） 2020年7月 株ビザニスタトウキョウ 代表取締役（現任） 2023年3月 (有)ジー・ディー・シー 代表取締役 2023年12月 当社 代表取締役社長（現任）	(注) 3	—
代表取締役 副社長	松野 博彦	1977年11月17日	2000年4月 株山田債権回収管理総合事務所 入所 2006年4月 司法書士法人ふなぎ総合事務所 入所 2013年8月 株ミュゼプラチナム 入社 2020年4月 同社 取締役 2020年4月 株不二ビューティ 取締役 2020年9月 株TKマネジメント 代表取締役 2023年4月 ネットプライス有限責任事業組合 組合員（現任） 2023年9月 株MAQUIA 取締役 2023年12月 当社 取締役 2024年12月 当社 代表取締役副社長（現任） 2025年6月 株iiy 代表取締役（現任） 2025年10月 株MIRAISE 代表取締役（現任）	(注) 3	—
取締役CFO	浦 太介	1976年7月29日	2000年4月 東日本電信電話株 入社 2007年7月 株Izanami 入社 2017年5月 (同)トニカル 代表社員（現任） 2020年7月 ライトエステイト(同) 代表社員（現任） 2024年10月 当社 業務管掌顧問 2024年12月 当社 取締役CFO（現任） 2025年10月 株MIRAISE 取締役（現任）	(注) 3	—
取締役	立川 光昭	1976年8月6日	1995年4月 SUNDON TRADING JAPAN 入社 1999年9月 株MCM 代表取締役 2014年6月 エムグループホールディングスアンドキャピタル(株) 執行役員（現任） 2021年10月 株ネットプライス 執行役員会長（現任） 2022年10月 ネットプライス有限責任事業組合 組合員（現任） 2023年4月 当社 取締役（現任） 2023年4月 株ジェリービーンズグループ 取締役会長（現任） 2024年10月 株ANAP 取締役会長	(注) 3	—
取締役	神谷 将史	1976年2月11日	2000年4月 株グッドwil・コミュニケーション 入社 2010年12月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 2011年1月 銀座第一法律事務所 入所 2016年4月 神谷・大久保綜合法律事務所 代表弁護士（現任） 2020年4月 株ミュゼプラチナム 社外監査役 2023年12月 当社 取締役（現任）	(注) 3	—
取締役	寺前 卓	1969年11月19日	1992年4月 株三和銀行（現社名：株三井UFJ銀行） 入行 2005年10月 BNPパリバ証券会社 入社 2011年11月 ソシエテジェネラル証券会社 入社 2013年6月 株MARYSOL 代表取締役（現任） 2023年12月 当社 取締役（現任）	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤監査役	上畠 正教	1960年7月10日	1987年4月 (株)タカキュー 入社 1995年5月 (株)安楽亭 入社 1999年2月 アルゼ(株) (現: (株)ユニバーサルエンターテインメント) 入社 2005年6月 (株)セタ 非常勤監査役 2006年6月 WIN NET TECHNOLOGY(株) 入社 2016年8月 (株)河合塾マナビス 入社 2018年5月 当社 入社 2019年12月 当社 執行役員管理副本部長 2021年12月 当社 取締役 2023年12月 当社 監査役 (現任)	(注) 4	1,100
監査役	鬼塚 恒	1974年7月25日	2006年10月 萬年・山口法律事務所 (現 萬年総合法律事務所) 入所 2010年4月 当社 一時監査役 2010年6月 当社 監査役 2012年4月 (株)フェザリナ販売 監査役 2014年3月 (株)サイエンスポート 監査役 2014年6月 当社 監査役 (現任) 2017年5月 新星法律事務所 入所 2018年11月 金崎・鬼塚法律事務所 共同代表 (現任)	(注) 4	4,220
監査役	板垣 裕二郎	1983年10月22日	2007年12月 新日本監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 2013年11月 日比谷税理士法人 代表社員 (現任) 2023年12月 当社 監査役 (現任) 2025年6月 社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会 監事 (現任)	(注) 4	—
					5,320

- (注) 1. 立川光昭氏、神谷将史氏、寺前卓氏は社外取締役であります。  
 2. 鬼塚恒氏、板垣裕二郎氏は、社外監査役であります。  
 3. 2024年12月20日開催の第22期定時株主総会の終結の時から1年間。  
 4. 2023年12月22日開催の第21期定時株主総会の終結の時から4年間。  
 5. 「所有株式数(株)」は2025年9月末時点の所有株式数を記載しております。

(口) 2025年12月23日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件」及び「監査等委員である取締役3名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決された場合、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定であります。なお、役職名については、当該定時株主総会の直後に開催予定の取締役会の決議事項の内容(役職等)を含めて記載しております。

男性5名 女性1名 (役員のうち女性の比率16.6%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長	松野 博彦	1977年11月17日	2000年4月 株山田債権回収管理総合事務所 入所 2006年4月 司法書士法人ふなざき総合事務所 入所 2013年8月 株ミュゼプラチナム 入社 2020年4月 同社 取締役 2020年4月 株不二ビューティ 取締役 2020年9月 株TKマネジメント 代表取締役 2023年4月 ネットプライス有限責任事業組合 組合員(現任) 2023年9月 株MAQUIA 取締役 2023年12月 当社 取締役 2024年12月 当社 代表取締役副社長 2025年6月 株iiy 代表取締役(現任) 2025年10月 株MIRAISE 代表取締役(現任) 2025年12月 当社 代表取締役社長(現任)	(注)2	—
取締役CFO	浦 太介	1976年7月29日	2000年4月 東日本電信電話株 入社 2007年7月 株Izanami 入社 (同)トニカル 代表社員(現任) 2020年7月 ライトエスティート(同) 代表社員(現任) 2024年10月 当社 業務管掌顧問 2024年12月 当社 取締役CFO(現任) 2025年10月 株MIRAISE 取締役(現任)	(注)2	—
取締役	立川 光昭	1976年8月6日	1995年4月 SUNDON TRADING JAPAN 入社 1999年9月 株MCM 代表取締役 2014年6月 エムグループホールディングスアンドキャピタル(株) 執行役員(現任) 2021年10月 株ネットプライス 執行役員会長(現任) 2022年10月 ネットプライス有限責任事業組合 組合員(現任) 2023年4月 当社 取締役(現任) 2023年4月 株ジェリービーンズグループ 取締役会長(現任) 2024年10月 株ANAP 取締役会長	(注)2	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (常勤監査等委員)	寺田 智美	1973年1月26日	1993年4月 近藤税理士事務所 入所 2010年10月 (株)ティーナイン 入社 2017年4月 (株)CLEAR 代表取締役 (現任) 2019年2月 (株)ミヤビインターナショナル 監査役 (現任) 2020年7月 (株)ビザニスタトウキョウ 代表取締役 (現任) 2023年3月 (有)ジー・ディー・シー 代表取締役 2023年12月 当社 代表取締役社長 2025年12月 当社 取締役常勤監査等委員 (現任)	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	神谷 将史	1976年2月11日	2000年4月 (株)グッドウィル・コミュニケーション 入社 2010年12月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 2011年1月 銀座第一法律事務所 入所 2016年4月 神谷・大久保綜合法律事務所 代表弁護士 (現任) 2020年4月 (株)ミュゼプラチナム 社外監査役 2023年12月 当社 取締役 2025年12月 当社 取締役監査等委員 (現任)	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	寺前 卓	1969年11月19日	1992年4月 (株)三和銀行 (現社名: (株)三井UFJ銀行) 入行 2005年10月 BNPパリバ証券会社 入社 2011年11月 ソシエテジェネラル証券会社 入社 2013年6月 (株)MARYSOL 代表取締役 (現任) 2023年12月 当社 取締役 2025年12月 当社 取締役監査等委員 (現任)	(注) 3	—

- (注) 1. 立川光昭氏、神谷将史氏、寺前卓氏は社外取締役であります。  
 2. 2025年12月23日開催予定の第23期定時株主総会の終結の時から1年間。  
 3. 2025年12月23日開催予定の第23期定時株主総会の終結の時から2年間。  
 4. 「所有株式数 (株)」は2025年9月末時点の所有株式数を記載しております。

## ② 社外役員の状況

(イ) 2025年12月22日 (有価証券報告書提出日) 現在の社外役員の状況は、以下のとおりであります。

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、東京証券取引所における独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

社外取締役の立川光昭氏は、青年期より起業し成功を収めた後、ユダヤ系商社にてビジネスの基本を学び、その後、メディアに露出させる独特のPR手法及び消費行動心理学を用いたマーケティング手法により、様々な企業のブランディングや売上向上の実績を上げられております。当社に対しても様々な事業のアライアンス先をご紹介いただいており、当社が今後注力すべき商品PRを含めたマーケティングの分野において強化を図るため、引き続き取締役として選任いたしました。

社外取締役の神谷将史氏は、事業会社の社長室で新規事業開発、投資業務の経験を経て、司法試験に合格をされました。弁護士登録後は、主に中小企業やスタートアップ企業の法務戦略・支援に携わられており、知的財産権をはじめとする法務全般のサポート、コンプライアンス実現や内部統制の強化のため社内の諸問題や新規事業に関する助言をされております。また、民事介入暴力対策委員会に所属 (2021年度からは同委員会の副委員長に就任) し、反社会的勢力との断絶や不当要求対策などにも取り組まれております。当社の成長戦略の一つであるM&Aを中心とした次の柱となる新規事業の実現におけるコンプライアンス体制や内部統制の強化と、会社を取り巻く様々なリスクを管理するため、引き続き取締役として選任いたしました。また当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

社外取締役の寺前卓氏は、大手銀行にて事業法人の海外進出、ビジネスプロモーションの支援業務、各種ファ

イナンス業務、事業再生案件、M&Aのアレンジ等、顧客へのソリューション提供に従事されておりました。その後、外資系金融機関においては、クライアントの財務戦略をサポートするための多岐にわたる金融スキームのアレンジ、M&Aを含む各種投資銀行業務に従事され、株式会社MARYSOLを創業後は、上場企業を中心としたクライアントの案件にてFAを歴任する等、M&A、資本政策のアドバイザリー業務にフォーカスされておりました。多様な属性のクライアントそれぞれの経営戦略、財務戦略に沿った提案や案件のアレンジも得意とされ、数々のM&A、事業再生案件のアドバイザーとしてご活躍されております。当社におきましては、資本政策の構築やM&A、国内外事業提携や海外への事業展開の強化の加速化を図るため、引き続き取締役として選任いたしました。

社外監査役の鬼塚恒氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法律遵守の精神を有しております、長年にわたり当社（グループ会社を含む）の監査役として公平な立場で様々な助言と提案をいただいており、当社のリスク管理やガバナンス強化に寄与しております。

社外監査役の板垣裕二郎氏は、公認会計士及び税理士として、上場企業を含む会計監査等の分野における豊富な経験と知見を有しております、当社の業務執行を適切に監査、指導しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

当社の社外取締役は上記のとおり3名であります、神谷将史氏におきましては、独立した立場から当社の経営に対して適確な助言や意見の表明を行っており、独立社外取締役としての責務を実質的に十分に果たしております。また、社外監査役と社外取締役によって、取締役に対する監督及び監視の体制は十分に機能しているものと考えております。なお、独立社外取締役の取締役全体に占める割合についての方針は、特段定めておりませんが、取締役会がその役割と責務を十分果たせるような構成に留意しております。

（ロ）2025年12月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」及び「監査等委員である取締役3名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されると、社外役員の状況は、以下のとおりとなる予定です。

当社の社外取締役は3名であり、うち監査等委員である社外取締役は2名であります。

社外取締役の立川光昭氏は、青年期より起業し成功を収めた後、ユダヤ系商社にてビジネスの基本を学び、その後、メディアに露出させる独特のPR手法及び消費行動心理学を用いたマーケティング手法により、様々な企業のブランディングや売上向上の実績を上げられております。当社に対しても様々な事業のアライアンス先をご紹介いただいており、当社が今後注力すべき商品PRを含めたマーケティングの分野において強化を図るため、引き続き取締役として選任しております。

社外取締役（監査等委員）の神谷将史氏は、事業会社の社長室で新規事業開発、投資業務の経験を経て、司法試験に合格をされました。弁護士登録後は、主に中小企業やスタートアップ企業の法務戦略・支援に携わられており、知的財産権をはじめとする法務全般のサポート、コンプライアンス実現や内部統制の強化のため社内の諸問題や新規事業に関する助言をされております。また、民事介入暴力対策委員会に所属（2021年度からは同委員会の副委員長に就任）し、反社会的勢力との断絶や不当要求対策などにも取り組まれております。当社の成長戦略の一つであるM&Aを中心とした次の柱となる新規事業の実現におけるコンプライアンス体制や内部統制の強化と、会社を取り巻く様々なリスクを管理するため、引き続き取締役として選任しております。また当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

社外取締役（監査等委員）の寺前卓氏は、大手銀行にて事業法人の海外進出、ビジネスプロモーションの支援業務、各種ファイナンス業務、事業再生案件、M&Aのアレンジ等、顧客へのソリューション提供に従事されておりました。その後、外資系金融機関においては、クライアントの財務戦略をサポートするための多岐にわたる金融スキームのアレンジ、M&Aを含む各種投資銀行業務に従事され、株式会社MARYSOLを創業後は、上場企業を中心としたクライアントの案件にてFAを歴任する等、M&A、資本政策のアドバイザリー業務にフォーカスされておりました。多様な属性のクライアントそれぞれの経営戦略、財務戦略に沿った提案や案件のアレンジも得意とされ、数々のM&A、事業再生案件のアドバイザーとしてご活躍されております。当社におきましては、資本政策の構築やM&A、国内外事業提携や海外への事業展開の強化の加速化を図るため、引き続き取締役として選任しております。また当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

### ③社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

2025年12月22日（有価証券報告書提出日）現在の社外役員の状況は、以下のとおりであります。

社外監査役は、意思疎通を十分に図って連携し、内部監査室からの各種報告を受け、監査役会での十分な議論を踏まえて監査を行うとともに、自らの独立性及び選任理由等を踏まえ、代表取締役及び取締役会に忌憚のない質問又は意見具申を行うこととしております。また、当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを要請された場合には、遅滞なく対応する体制を整備しております。

社外取締役は、取締役会において内部監査室から定期的に報告を受け、また、取締役会における監査役の意見や自らの選任理由等を踏まえ、業務執行から独立した立場から経営監督機能を果たしております。

なお、社外監査役、内部監査室、会計監査人の三者は、必要に応じて協議を行い、連携して企業経営の健全性と透明性の確保に努めております。

（当社と当社の社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要）

当社と当社の社外取締役及び社外監査役の間には、特記すべき利害関係はありません。

社外取締役立川光昭氏は、エムグループホールディングスアンドキャピタル株式会社執行役員、株式会社ネットプライス執行役員会長、ネットプライス有限責任事業組合組合員、株式会社ジェリービーンズグループ取締役会長を兼務しております。社外取締役立川光昭氏が執行役員会長である株式会社ジェリービーンズグループは、業務提携の関係にあり、当社と株式会社ジェリービーンズグループ相互が保有する顧客へ双方の商品を案内する等の取引関係がありますが、当社の事業等の意思決定に影響を及ぼす取引金額ではないため一般株主と利益相反を生じる恐れはないものと考えております。当社と同氏の間にはそれ以外に人的関係、資本的関係その他の利害関係はありません。

社外取締役神谷将史氏は、神谷・大久保綜合法律事務所代表弁護士を兼務しておりますが、当該会社と当社との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役寺前卓氏は、株式会社MARYSOL代表取締役を兼務しておりますが、当該会社と当社との間には特別な利害関係はありません。

### （3）【監査の状況】

2025年12月22日（有価証券報告書提出日）現在の当社の監査の状況は、以下のとおりであります。

#### ① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査役会制度を採用しております。監査役会は監査役3名（うち、社外監査役2名）で構成され、原則として毎月1回以上開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議又は決議を行っております。監査役は、取締役会に出席すること等により取締役の職務執行を監査し、業務監査及び会計監査を実施するとともに、会計監査人による外部監査の結果について報告を受け、その適正性をチェックしております。

常勤監査役上畠正教氏は、上場企業及び上場準備企業を中心に管理部門（監査役含む）・営業部門での経験が豊富で、2019年12月より当社執行役員管理副本部長、2021年12月より当社取締役管理本部長として業務遂行しております。財務経理・人材開発・PR・IR・法務という管理部門全体における実務上の知見も豊富で、グループ全体におけるリスク管理やガバナンス強化のため、監査役とし監査を行っております。

監査役鬼塚恒氏は弁護士、監査役板垣裕二郎氏は公認会計士の資格を有するものであり、専門的見地から監査を行っております。

また、監査役会と会計監査人は定期的な意見交換の場を持ち、相互の連携を図っております。監査役会は代表取締役及び内部監査部門、会計監査人と定期的に会合を持ち、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要事項等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請・提案を行っております。また、監査役は、内部監査室からの監査計画及び監査結果、内部統制システムの整備運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めることとしています。

当事業年度において当社は監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役 職	氏 名	開催回数	出席回数
常勤監査役	上畠 正教	14回	14回
監査役（社外）	鬼塚 恒	14回	13回
監査役（社外）	板垣 裕二郎	14回	14回

監査役会における主な検討事項は、監査役監査方針及び監査計画の決定、内部統制体制の整備・運用状況の相当性、内部監査計画の相当性、会計監査人の監査計画及び結果の相当性、会計監査人の選任及び不再任に関する事項、会計監査人に対する報酬等の同意、監査報告書の作成等であります。

監査役会の活動の状況としては、監査役会で定めた役割分担に沿って、重要会議への出席、契約書・決裁書等の閲覧、主要な事業所・子会社の業務・財産状況の監査を行っております。内部監査室とは情報交換や意見交換を行い、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上に努めております。加えて、年2回の頻度で代表取締役、内部監査室長へのヒアリングを開催し、監査所見に基づく提言や情報交換や意見交換を行っております。また、常勤監査役の活動状況としましては、各種重要会議への出席、重要書類の閲覧、取締役及び従業員からの聴取並びに会計監査人、内部監査室との連携を行っており、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

会計監査人との連携につきましては、四半期ごとに会計監査人からの監査の実施状況・結果の報告を受けており、必要に応じ隨時、連携のための情報交換及び意見交換を行う等連携して、監査品質の向上を図っております。

## ② 内部監査の状況

当社における内部監査は、他の業務部門から独立した代表取締役直属の内部監査部門として内部監査室（2名）を設置しております。内部監査計画については、内部監査室長が策定し監査部担当役員である代表取締役社長の承認を取得しております。監査対象項目については、検証、評価を実施し問題点の発見、指摘並びに改善方法の提言を行っております。

内部監査の監査結果については、代表取締役及び監査役に直接報告するとともに、取締役会に対しても報告を行っております。なお、改善指示とその後の状況について調査することにより、内部監査の実効性を確保しております。

## ③ 会計監査の状況

### a. 監査法人の名称

監査法人 ウィズ

### b. 継続監査期間

1年間

### c. 業務を執行した公認会計士

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、山田行洋氏及び野村礼華氏の二氏であり、監査法人 ウィズに所属しております。

### d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他1名であります。

### e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しつつ報告を受け、監査法人としての品質管理体制等の整備状況、監査チームとしての技能・経験・能力、監査方法、監査結果等の状況等、会社法上の欠格事由、監査法人の独立性に問題がないか、監査計画は会社の事業内容に対応するリスクを勘査した内容であるか、監査チームの編成は会社の規模や事業内容を勘査した内容か、監査報酬見積は適切かを評価し選定します。

f. 監査役及び監査役会による監査人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。事業年度を通して会計監査人と連携を確保し、主体的に会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務遂行体制の適切性、当年度の会計監査の実施状況等を把握することにより、基準に沿って会計監査人の監査の相当性を評価しております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次の通り異動しております。

第22期（連結・個別）海南監査法人

第23期（連結・個別）監査法人ウィズ

なお、第22期臨時報告書の記載事項は次のとおりであります。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

① 選任した監査公認会計士等の名称

監査法人ウィズ

② 退任した監査公認会計士等の名称

海南監査法人

(2) 異動の年月日

2024年12月20日（第22期定時株主総会開催日）

(3) 退任した監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

2021年12月17日

(4) 退任した監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等又は内部統制監査報告書における意見等に関する事項

該当事項はありません

(5) 異動の決定または異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であった海南監査法人は、2024年12月20日開催予定の第22期定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりました。同監査法人より、監査上必要なリスク評価及びリスク対応を適切に実施するための監査工数及び監査コストが増大している状況を踏まえ、2025年9月期に適切な監査チームの編成が困難となっているとの理由から、任期満了をもって監査契約の継続を辞退の旨の申し出がありました。当社の事業規模に見合った監査対応及び監査費用の相当性を総合的に勘案した結果、後任として監査法人ウィズを会計監査人として選任したものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

① 退任した監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

② 監査役会の意見

妥当であるとの回答を得ております。

④ 監査公認会計士等に対する報酬の内容

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	25,000	—	27,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	25,000	—	27,000	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬 (a. を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は定めておりませんが、監査日数等を考慮して決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画における職務執行予定並びに報酬額を確認し、報酬見積が当社の事業規模において適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、当事業年度の会計監査人の監査計画及び報酬額について同意の判断をしております。

⑤株主総会以降について補足

当社は、2025年12月23日開催の第23回定時株主総会の決議事項として、「定款一部変更の件」を上程しており、当該議案が原案どおり承認可決された場合、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたします。あわせて、「取締役6名選任の件」を上程しており、当該議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役については、「(2)役員の状況 ①役員一覧 (口)」のとおりです。

#### (4) 【役員の報酬等】

##### (イ) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年12月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を次のとおり決議しております。

また、取締役会は、2024年12月20日に決議された当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

##### 1. 基本方針

当社は取締役の報酬を経営方針の実現を達成するための重要なインセンティブと考え、以下を基本方針とし、それぞれの要素を考慮した体系的な設計としております。

- ① 「はずむライフスタイルを提供し人々を幸せにする」という企業理念を促すものであること
- ② 優秀な経営陣の参画と活躍を支える金額水準と設計であること
- ③ 当社の中長期的な成長への貢献意識を高めるものであること
- ④ 会社業績との連動性を持つとともに、短期志向への偏重を抑制する仕組みが組み込まれているものであること
- ⑤ 株主や従業員をはじめとしたステークホルダーに対する説明責任の観点から、透明性と公平性及び合理性を備えた設計であり、かつこれを担保する適切なプロセスを経て決定されること

取締役の報酬は、現状は固定報酬のみとなっておりますが、今後につきましては、経営方針を実現するための重要なインセンティブとして機能することを意識し、固定報酬、業績連動賞与及び譲渡制限付株式報酬で構成いたします。

取締役の報酬水準については、外部環境や市場環境の変化に対して迅速な対応を行うため、外部機関の客観的な報酬調査データ等を活用のうえ、同業・同規模（売上高・時価総額・連結営業利益等で選定）他業種の企業の役員報酬水準を参考に、毎年検証を行います。

##### 2. 取締役報酬内容及び構成割合等

取締役の報酬は、

- ① 基本報酬としての役位（職位）に応じた「固定報酬」（金銭報酬）
- ② 事業年度ごとの業績と個人の評価等に基づく「賞与」（金銭報酬）
- ③ 「株式報酬」（当社株式の譲渡制限付株式報酬）

とします。

取締役の報酬構成については、現状は固定報酬のみとなっておりますが、今後につきましては、経営方針を実現するための重要なインセンティブとして機能することを意識し、固定報酬、賞与及び株式報酬の比率を設定します。

（固定報酬）

基本報酬としての固定報酬は役位別基準額を基に各人ごとに定め、在任期間中に毎月支給します。

（賞与）

業績連動報酬としての賞与は、単年度業績を反映した金銭報酬として前年度の連結業績指標等に基づき、支給の有無と支給の場合の総額を決定し、個人別支給額を算出します。賞与の算定に関わる指標は利益成長の達成度を重視する視点から連結業績の「連結当期純利益」で設定します。なお、支払は年1回社内での決算手続きを経て、定時株主総会終了後に支給します。

（株式報酬）※当社株式の譲渡制限付株式報酬

非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬は、株価と役位基準により出された各取締役別の付与株数をベースに、当社における各割当対象者の貢献度及び職責等諸般の事項を総合的に勘案のうえ、付与株式数を決定します。

割当て時期については、定時株主総会終了後の12月開催の取締役会において決定します。また、当社の取締役に割当てる譲渡制限付株式は、業績連動に基づく事後交付型を想定しております。

### 3. 取締役の報酬の決定プロセス

個人別の報酬額については、2024年12月20日開催の取締役会決議に基づき代表取締役社長寺田智美がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の支給基準に基づく賞与の額とします。なお、株式報酬については個人別の割当株式数を取締役会において決議します。

上記代表取締役社長寺田智美の権限が適切に行使されるようにするため、具体的な報酬支給額については、代表取締役社長寺田智美は、同業他社や同規模他社の動向やグループ経営のための必要性等を考慮のうえ、管理部門担当役員と十分協議を行います。

### 4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の一部の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長寺田智美に対し、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の支給基準に基づく賞与の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に代表取締役社長寺田智美が提案し、管理部門担当役員がその妥当性について確認したうえで取締役会にて決議しております。

### 5. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は2019年12月20日開催の第17期定時株主総会決議により年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）であります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は2名）です。

なお、監査役の金銭報酬の額は2019年12月20日開催の第17期定時株主総会決議により年額30百万円以内であります。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

#### （ロ）役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	37,498	37,498	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	10,000	10,000	—	—	1
社外役員	9,900	9,900	—	—	5

#### （ハ）提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

（ニ）2025年12月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件」及び「監査等委員である取締役の報酬額決定の件」を上程しており、当該決議が承認されると、以下のとおりとなる予定であります。

##### a. 取締役に対する報酬

2025年12月23日開催の第23期定時株主総会にて、現在の取締役報酬を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額について、経済情勢等諸般の事情を考慮し検討した結果、年額200百万円以内とする予定であります。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額には、従来どおり使用人分給与は含まれないものとし、各取締役の具体的な報酬等の額は取締役会に一任するものであります。当該決議が承認可決された場合、

監査等委員である取締役を除く取締役は3名（うち社外取締役は1名）となります。

b. 監査等委員である取締役に対する報酬

2025年12月23日開催の第23期定時株主総会にて、監査等委員である取締役について、取締役として取締役会の決議に参加することに加え、監査等委員として、従前監査役会が担っていた監査業務を行うとともに、他の取締役の職務の執行を監督する等の職務を担うことから、その職責にふさわしい報酬水準といたしたく存じますが、経済情勢等諸般の事情を考慮し検討した結果、第17期定時株主総会（2019年12月20日開催）においてご承認いただいた、年額30百万円以内を引き続き継続する予定であります。

また、各監査等委員である取締役の具体的な報酬等の額は監査等委員である取締役の協議に一任するものであります。当該決議が承認可決された場合、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は2名）となります。

（5）【株式の保有状況】

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という）に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2024年10月1日から2025年9月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2024年10月1日から2025年9月30日まで）の財務諸表について、監査法人ウイズによる監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等が主催する研修会への参加並びに会計専門書の定期購読を行っております。

## 1 【連結財務諸表等】

### (1) 【連結財務諸表】

#### ① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
<strong>資産の部</strong>		
流动資産		
現金及び預金	※1 836,658	439,054
売掛金	169,015	199,747
商品及び製品	338,064	600,351
原材料及び貯蔵品	31,963	31,666
前渡金	399,205	1,176,225
短期貸付金	40,000	—
その他	134,354	153,490
貸倒引当金	△105	△52
流动資産合計	1,949,157	2,600,484
固定資産		
有形固定資産		
建物	16,061	8,229
減価償却累計額	△15,822	△8,229
建物（純額）	238	0
土地	—	13,000
その他	37,215	34,363
減価償却累計額	△37,122	△34,329
その他（純額）	93	34
有形固定資産合計	332	13,034
無形固定資産		
のれん	186,153	194,983
顧客関連資産	79,772	58,499
その他	471	59,000
無形固定資産合計	266,396	312,483
投資その他の資産		
敷金及び保証金	74,298	43,270
長期未収入金	42,991	380
破産更生債権等	—	29,073
繰延税金資産	428	16,452
その他	2,961	608
貸倒引当金	△42,991	△29,073
投資その他の資産合計	77,688	60,711
固定資産合計	344,416	386,228
資産合計	2,293,574	2,986,712

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	70,341	106,526
短期借入金	200,000	340,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 75,084	58,908
1年内償還予定の社債	200,000	200,000
前受金	※2 128,625	※2 110,267
未払法人税等	29,801	31,163
賞与引当金	—	2,743
ポイント引当金	3,640	5,476
株主優待引当金	34,457	49,017
資産除去債務	14,489	—
その他	※2 154,889	※2 188,673
<b>流動負債合計</b>	<b>911,329</b>	<b>1,092,778</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	※1 69,428	174,325
繰延税金負債	14,300	5,316
資産除去債務	41,080	34,168
債務保証損失引当金	81,500	—
その他	2,533	21,348
<b>固定負債合計</b>	<b>208,841</b>	<b>235,158</b>
<b>負債合計</b>	<b>1,120,170</b>	<b>1,327,936</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,586,822	1,945,753
資本剰余金	1,076,178	1,435,150
利益剰余金	△1,489,248	△1,733,177
自己株式	△2,938	△3,138
<b>株主資本合計</b>	<b>1,170,814</b>	<b>1,644,588</b>
<b>新株予約権</b>	<b>2,588</b>	<b>14,188</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,173,403</b>	<b>1,658,776</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>2,293,574</b>	<b>2,986,712</b>

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
売上高	※1 2,257,804	※1 2,441,039
売上原価	※2 764,312	※2 780,117
売上総利益	1,493,491	1,660,922
販売費及び一般管理費	※3 1,619,666	※3,※4 1,826,242
営業損失 (△)	△126,174	△165,319
営業外収益		
受取利息	290	715
受取手数料	5,454	8,895
受取分配金	5,000	—
貸倒引当金戻入額	—	5,991
その他	832	1,580
営業外収益合計	11,577	17,182
営業外費用		
支払利息	4,737	27,618
社債利息	2,005	7,304
株式交付費	6,631	19,941
その他	1,385	3,463
営業外費用合計	14,759	58,327
経常損失 (△)	△129,355	△206,464
特別利益		
固定資産売却益	※5 1,269	—
特別利益合計	1,269	—
特別損失		
減損損失	※6 4,897	※6 7,641
債務保証損失引当金繰入額	※7 81,500	—
貸倒引当金繰入額	※8 42,991	※8 29,073
特別損失合計	129,388	36,714
税金等調整前当期純損失 (△)	△257,475	△243,179
法人税、住民税及び事業税	21,063	19,379
法人税等調整額	△5,506	△18,629
法人税等合計	15,557	750
当期純損失 (△)	△273,032	△243,929
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△273,032	△243,929

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年9月30日)
当期純損失 (△)	△273,032	△243,929
包括利益	△273,032	△243,929
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△273,032	△243,929
非支配株主に係る包括利益	—	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位 : 千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	1,122,822	611,956	△1,216,215	△3,152	515,410	2,755	518,166
当期変動額							
新株の発行	464,000	464,000			928,000		928,000
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△273,032		△273,032		△273,032
自己株式の取得				△107	△107		△107
自己株式の処分		222		321	544		544
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						△167	△167
当期変動額合計	464,000	464,222	△273,032	213	655,403	△167	655,236
当期末残高	1,586,822	1,076,178	△1,489,248	△2,938	1,170,814	2,588	1,173,403

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(単位 : 千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	1,586,822	1,076,178	△1,489,248	△2,938	1,170,814	2,588	1,173,403
当期変動額							
新株の発行	358,930	358,930			717,860		717,860
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△243,929		△243,929		△243,929
自己株式の取得				△266	△266		△266
自己株式の処分		41		67	108		108
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						11,599	11,599
当期変動額合計	358,930	358,971	△243,929	△199	473,773	11,599	485,373
当期末残高	1,945,753	1,435,150	△1,733,177	△3,138	1,644,588	14,188	1,658,776

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純損失（△）	△257,475	△243,179
減価償却費	22,946	21,996
減損損失	4,897	7,641
のれん償却額	27,536	98,326
貸倒引当金の増減額（△は減少）	42,959	△13,970
株式交付費	6,631	19,941
賞与引当金の増減額（△は減少）	△1,180	2,743
ポイント引当金の増減額（△は減少）	79	1,836
株主優待引当金の増減額（△は減少）	6,220	14,559
債務保証損失引当金の増減額（△は減少）	81,500	—
受取利息及び受取配当金	△290	△716
支払利息及び社債利息	6,742	34,922
固定資産売却益	△1,269	—
売上債権の増減額（△は増加）	24,899	△30,732
棚卸資産の増減額（△は増加）	72,341	△261,990
仕入債務の増減額（△は減少）	7,363	36,185
前受金の増減額（△は減少）	126,318	△199,062
前渡金の増減額（△は増加）	△368,797	△11,342
未払金及び未払費用の増減額（△は減少）	△14,656	△47,000
未払又は未収消費税等の増減額	32,591	△52,098
未収入金の増減額（△は増加）	△48,710	15,410
預け金の増減額（△は増加）	△78,091	47,139
預り金の増減額（△は減少）	△5,040	△951
その他	△21,277	△29,444
小計	△333,759	△589,783
利息及び配当金の受取額	290	749
利息の支払額	△6,444	△25,687
法人税等の還付額	1,477	518
法人税等の支払額	△22,667	△17,945
保証債務の履行による支出	—	△81,500
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△361,105</b>	<b>△713,648</b>

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△252	△15, 526
有形固定資産の売却による収入	1, 269	—
無形固定資産の取得による支出	—	△59, 000
定期預金の払戻による収入	—	50, 066
事業譲受による支出	—	※2 △586, 696
敷金の差入による支出	△240	△231
敷金の回収による収入	270	8, 166
差入保証金の差入による支出	—	△83
差入保証金の回収による収入	7, 358	17, 023
資産除去債務の履行による支出	△9, 495	△26, 656
出資金の払込による支出	△10, 000	—
短期貸付けによる支出	△40, 000	—
貸付金の回収による収入	—	40, 000
長期貸付金の回収による収入	—	1, 000
その他	967	—
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△50, 123</b>	<b>△571, 936</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	—	845, 000
短期借入金の返済による支出	△100, 000	△705, 000
長期借入れによる収入	—	201, 500
長期借入金の返済による支出	△112, 829	△112, 779
株式の発行による収入	921, 368	409, 227
自己株式の取得による支出	△107	△266
リース債務の返済による支出	△433	—
自己株式の処分による収入	377	—
新株予約権の発行による収入	—	15, 460
新株予約権の行使による株式の発行による収入	—	284, 905
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>708, 376</b>	<b>938, 047</b>
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	297, 147	△347, 538
現金及び現金同等物の期首残高	489, 444	786, 592
現金及び現金同等物の期末残高	※1 786, 592	※1 439, 054

## 【注記事項】

### (継続企業の前提に関する事項)

当社グループは第18期連結会計年度より継続して、営業黒字、プラスのキャッシュ・フローを達成するための施策を実施してまいりました。通販事業と卸売事業では、黒字化の収益体制が確立できているものの、リテール事業とコンサルティング事業におきましては、引き続き営業損失が続いております。

リテール事業においては、譲受当時より不採算店舗の撤退を進めていることにより営業損失の額は減少しているものの、一部不採算店舗が残っているため当連結会計年度において営業損失が生じておりますが、今後も事業黒字化に向け新商品の開発や販売強化に向けての施策の取り組み、及び不採算店舗の撤退を進めていく予定であります。さらに、各事業において韓国アパレルブランド「WHITE SANDS」「BLACK SANDS」の販売による収益拡大、各種D E N B A社商品の販売を強化、及びリテール事業のD E N B A社との業務提携を通じた次世代スリープテック空間による新業態を契機として、収益力の抜本的な向上を推進します。

また、コンサルティング事業の中でも太陽光の低圧発電所及び一部の高圧発電所につきましては、積極的な物件取得を進めてまいりましたが、収益の最大化を図るため複数社との売却交渉を継続している過程であります。この過程の中で、当初の計画から、売却の契約締結に変更や、さらに売却契約締結済みの一部の高圧発電所につきましても、工事進捗の変更があったものの、売却代金の資金回収は変更後も計画どおりに進んでおります。またさらに、保有する低圧物件につきましても、売却の条件の交渉が完了し、順次売却を実施しております。このような状況下、当連結会計年度末の流動資産に関して、前連結会計年度末と比べて、物件の仕入資金にあたる前渡金が増加する一方で、一時的に現預金が大幅に減少しておりますが、変更された計画の中で、低圧、高圧の太陽光発電所の売却が順次進んでおります。

当社グループの事業運営は、継続して営業黒字、プラスの営業キャッシュ・フローを達成することができず、また、資金水準が低下していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況のもと、これらを解消するため以下の対応策を進めてまいります。

### (対応策)

#### 1. 通販事業

- ① コールセンターを活かした他社との業務提携による収益の拡大
- ② 当社顧客への新商品・サービスの販売による収益拡大
- ③ インフルエンサー等を活用したデジタルマーケティングによる収益拡大
- ④ 韓国アパレルブランド「WHITE SANDS」「BLACK SANDS」の販売による収益拡大
- ⑤ D E N B A社商品の販売強化による収益拡大

#### 2. 卸売事業

- ① 国内外における当社取扱いブランド商品の販路拡大
- ② 小売店、卸業者等との連携による新商品の企画、販売による収益拡大
- ③ 韓国アパレルブランド「WHITE SANDS」「BLACK SANDS」の販売による収益拡大
- ④ D E N B A社商品の販路拡大

#### 3. リテール事業

- ① 残存した不採算店舗の撤退による収益黒字化
- ② 新規顧客獲得強化による新たな顧客層の獲得とリピート率を高めることによる客数の向上
- ③ 原価率と人件費率を改善することによる利益体质の改善
- ④ D E N B A社との業務提携を通じた次世代スリープテック空間による新業態の強化

#### 4. コンサルティング事業

- ① 取得済みの太陽光発電所及び蓄電所について、収益の最大化を図りつつ早急に売却契約締結を進める
- ② 再生可能エネルギー事業の事業領域の拡大を図るため他社との業務提携も視野に入れながら太陽光発電所及び蓄電所を継続的に購入取得し、販売することによる収益拡大
- ③ Web3.0事業の強化による収益拡大

#### 5. コスト削減又は効率的配分の徹底

- ① 経費削減活動の徹底を継続
- ② 販売スタイル別のセグメントへの変更や生産部門統一化による、効率的かつ効果的なコスト配分の徹底

## 6. 成長企業・事業のM&A及び資金調達

「はずむライフスタイルを提供し、人々を幸せにする」というミッションのもと、既存事業における美と健康の分野にて、他社との事業提携を行い商品開発・新ブランドの展開を行ってまいります。他社の商品についても、通信販売やリテール販売で、当社の販路を活用し収益を拡大し、美と健康と生活における癒しをテーマとした生活を豊かにするサービスを提供する事業を積極的に推進しております。また、資金水準の回復と安定化のための新たな資金調達の可能性を適宜検討してまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上又は実施前であり、また、資金調達の方法、調達金額、調達時期については確定していないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 株式会社H A C C P ジャパン

株式会社 i i y

ファンタスティックフォー第1号合同会社

ファンタスティックフォー第1号合同会社は2024年12月2日に新規設立により、新たに連結の範囲に含めております

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

イ. 商品及び製品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

ロ. 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

顧客関連資産

13年の定額法によっております。

のれん

1~13年の定額法によっております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。
ハ. ポイント引当金	顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しております。
ニ. 株主優待引当金	株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。
ホ. 債務保証損失引当金	債務保証に係る損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### イ. 通販事業

主に化粧品、健康食品、アロマ関連商品及びフェムケア商品の通信販売を行っており、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

##### ロ. 卸売事業

主に化粧品及びアロマ関連商品等の卸販売を行っており、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から、顧客からの返品が見込まれる金額を控除した金額で測定しております。

##### ハ. リテール事業

主にアロマ及び雑貨の小売を行っており、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

##### ニ. コンサルティング事業

総合衛生コンサルティング及び衛生関連商品等の販売、検査事業を行っております。微生物蛍光画像測定機「BACTESTER（バクテスター）」の販売及びHACCP指導などのコンサルティング取引においては、顧客が検収を完了した時点で当該商品又は製品に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、検収時点で収益を認識しております。

衛生関連商品等の販売取引においては、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

太陽光発電設備及び系統用蓄電池設備における権利等の販売（設備設置等に係るコンサルティングを含む）を行っております。主として、太陽光発電設備の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

#### (5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

#### (6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

(のれんの評価)

##### (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
株式会社 i i y に係るのれんの金額	151,432	147,732

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

### ① 算出方法

のれんは今後の事業活動により期待される将来の超過収益力として、企業結合により取得した企業の取得原価と、企業結合日の時価により算定された被取得企業の識別可能資産及び負債の純額との差額で算定し、資産として計上しております。のれんはその効果の及ぶ期間にわたって規則的に償却しており、減損の兆候があると判断した場合には、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに基づいて、減損損失の認識の要否を判定しております。当連結会計年度において、株式会社 i i y の業績は、営業活動から生ずる損益がプラスであること、また、企業環境等に著しい変化は想定されず将来においても継続してプラスとなることが見込まれていることから、株式取得時に見込んだ超過収益力は毀損しておらず、株式会社 i i y に対するのれんについて減損の兆候はないと判断しております。

### ② 主要な仮定

のれんは事業計画に基づく投資の回収期間における将来キャッシュ・フローの見積りに依存しており、当該事業計画の主要な仮定は、売上高の成長見通し及び売上総利益率であります。

### ③ 翌連結会計年度に与える影響

主要な仮定は見積りの不確実性が高く、将来の企業環境の変化等により、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなった場合には、減損処理が必要となる可能性があります。

## (会計方針の変更)

### (「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

## (未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

## (1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の单一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

## (2) 適用予定期

2028年9月期の期首から適用します。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## (表示方法の変更)

### (連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「株式交付費」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立別掲することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△14,646千円は、「株式交付費」6,631千円、「その他」△21,277千円として組替えて

おります。

(会計上の見積りの変更)

(資産除去債務の見積りの変更)

当連結会計年度において、東京オフィス及びアロマブルーム店舗の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額2,937千円を変更前の資産除去債務残高に加算するとともに、同時に計上した有形固定資産について2,937千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
定期預金	50,066千円	一千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
長期借入金(1年内返済予定の 長期借入金を含む)	50,066千円	一千円

※2 顧客との契約から生じた契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債は「流動負債」の「前受金」、「その他」に含まれております。契約負債の金額は、「注記事項（収益認識関係）3. (1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

3 保証債務

次の取引先の買戻債務に対し、債務保証を行っております。

保証先	金額	内容
株式会社FUND I	510,000千円	系統用蓄電所用地の買戻債務に対する保証債務

(注) なお、当該債務保証は、当社以外に1社の保証人が存在し、当社は履行順位としては2番目となります。

当該契約について、主債務者が対象の蓄電所の買戻しが実行できない場合、保証債務の支払が必要となる一方、対象の蓄電所の取得ができる条項が付されております。保証債務残高には、当社が取得した蓄電所の売却、又は売電による回収可能金額は含まれておりません。

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（セグメント情報等）」に記載しております。

※2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
3,141千円	4,110千円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
広告宣伝費	170,488千円

188,022千円

給料手当	426, 173	394, 969
賞与引当金繰入額	—	2, 743
ポイント引当金繰入額	79	1, 836
株主優待引当金繰入額	34, 457	49, 017
のれん償却額	27, 536	98, 326
地代家賃	136, 332	107, 637
運賃	206, 042	233, 665

(表示方法の変更)

当連結会計年度より、費用の管理・集計区分の見直しを行った結果、販売費及び一般管理費の科目間で組替えを行っております。この結果、前連結会計年度における「広告宣伝費」162, 601千円を170, 488千円に、「運賃」202, 349千円を206, 042千円に、それぞれ組替えております。

※4 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日)
1, 159千円	1, 777千円

※5 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日)
車両運搬具 1, 269千円	一千円

## ※6 減損損失

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失 (千円)
リテール事業用資産	AROMA BLOOM(東京都中央区他) 3店舗	建物及び構築物	2,571
管理資産	福岡市、東京都千代田区	工具、器具及び備品	251
		その他	2,074
合計			4,897

### (1) 減損損失を認識するに至った経緯

リテール事業用資産について、主に営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、将来の回収可能性を検討した結果、当初予想したキャッシュ・フローが見込めないため、減損損失2,571千円を計上しております。

管理資産について、主に営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、将来の回収可能性を検討した結果、当初予想したキャッシュ・フローが見込めないため、減損損失2,326千円を計上しております。

### (2) グルーピングの方法

当社グループは、主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。また、退店予定の店舗については、当該資産ごとにグルーピングを行っております。

### (3) 回収可能価額の算定方法

資産の回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めない資産については回収可能価額を零として算定しております。また、退店の意思決定を行った資産グループについては、処分価額を零として算定しております。

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失 (千円)
リテール事業用資産	AROMA BLOOM (さいたま市大宮区他) 2店舗	建物及び構築物	719
管理資産	東京都千代田区	建物及び構築物	6,914
		工具、器具及び備品	6
合計			7,641

### (1) 減損損失を認識するに至った経緯

リテール事業用資産について、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、将来の回収可能性を検討した結果、当初予想したキャッシュ・フローが見込めないため、減損損失719千円を計上しております。

管理資産について、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、将来の回収可能性を検討した結果、当初予想したキャッシュ・フローが見込めないため、減損損失6,921千円を計上しております。

### (2) グルーピングの方法

当社グループは、主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。また、退店予定の店舗については、当該資産ごとにグルーピングを行っております。

### (3) 回収可能性額の算定方法

資産の回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めない資産については回収可能価額を零として算定しております。また、退店の意思決定を行った資産グループについては、処分価額を零としております。

### ※7 債務保証損失引当金繰入額

前連結会計年度（自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日）

当連結会計年度において、当社は、2015年8月～2017年6月の期間に連結子会社であったクレイトン・ダイナミクス株式会社の借入金に対して保証債務を行っております。2024年9月30日現在、同社の財政状態が著しく悪化したことにより、同社の借入金に対する保証債務を履行する可能性が高まったため、債務保証損失引当金繰入額を計上しております。

当連結会計年度（自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日）

該当事項はありません。

### ※8 貸倒引当金繰入額

前連結会計年度（自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日）

当連結会計年度において、当社の取引先の債権残高について、一部回収遅延の状態が続いている取引先の債権の回収不能見込額を貸倒引当金繰入額として計上しております。

当連結会計年度（自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日）

当連結会計年度において、当社の取引先の債権残高について、一部回収遅延の状態が続いている取引先の債権の回収不能見込額を貸倒引当金繰入額として計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

前連結会計年度（自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日）

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	8,077,670	2,000,000	—	10,077,670
合計	8,077,670	2,000,000	—	10,077,670
自己株式				
普通株式 (注) 2, 3	9,869	220	1,000	9,089
合計	9,869	220	1,000	9,089

(注) 1. 普通株式の発行済株式の増加株式数2,000,000株は、第三者割当増資による新株発行によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の増加株式数220株は、単元未満株式の買取によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の減少株式数1,000株は、ストックオプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	2,588
合計		—	—	—	—	—	2,588

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	10,077,670	1,129,800	—	11,207,470
合計	10,077,670	1,129,800	—	11,207,470
自己株式				
普通株式 (注) 2, 3	9,089	413	200	9,302
合計	9,089	413	200	9,302

(注) 1. 普通株式の発行済株式の増加株式数1,129,800株は、第三者割当による新株679,000株及び、新株予約権の行使による450,800株発行によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の増加株式数413株は、単元未満株式の買取によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の減少株式数200株は、ストックオプションの行使によるものであります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	2,555
	第17回新株予約権(2025年6月16日発行)(注)	普通株式	—	1,821,000	450,800	1,370,200	11,632
合計		—	—	1,821,000	450,800	1,370,200	14,188

(注) 第17回新株予約権の減少株式数450,800株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

## 3. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

### ※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金勘定	836,658千円	439,054千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△50,066	—
現金及び現金同等物	786,592	439,054

### ※2 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲受にかかる資産及び負債の主な内訳

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

当社の連結子会社であるファンタスティックフォース第1号合同会社が事業譲受により取得した資産及び負債の内訳並びに事業譲受の取得価額と事業譲受による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	775,030 千円
固定資産	6,377
のれん	87,157
流動負債	△178,980
事業譲受の対価	689,584
現金及び現金同等物	—
事業譲受に係る未払金	△102,888
差引: 事業譲受による支出	586,696

## 3 重要な非資金取引の内容

### 資産除去債務の計上額

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
新たに計上した重要な資産除去債務の額	2,581千円	5,169千円

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、事業計画に照らして、必要な資金を銀行借入及び社債発行、当社取引先からの借入により調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。借入金の使途はグループの運転資金であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが45日以内の支払期日であります。

敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

借入金は、事業計画に係る目的、再生可能エネルギー事業における先行投資・業務委託料により資金水準が低下したため、運転資金として調達したものであります。返済完了日は最長で決算日後6年3ヶ月であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、社内規程に従い、担当部署が取引先の入金状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

##### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、必要に応じて、個別契約ごとに金利スワップ取引等のデリバティブ取引をヘッジ手段として検討してまいります。

現在はデリバティブ取引は行っておりません。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 敷金及び保証金	74,298	68,034	△6,263
(2) 長期未収入金	42,991	—	—
(3) 貸倒引当金	△42,991	—	—
資産計	74,298	68,034	△6,263
(1) 長期借入金	69,428	66,618	△2,809
負債計	69,428	66,618	△2,809

※ 現金及び預金、売掛金、短期貸付金、買掛金、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、1年内償還予定の社債、未払法人税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから記載を省略しております。

当連結会計年度(2025年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 敷金及び保証金	43,270	35,711	△7,558
(2) 破産更生債権等	29,073	29,073	—
(3) 貸倒引当金	△29,073	△29,073	—
資産計	43,270	35,711	△7,558
(1) 長期借入金	174,325	166,772	△7,552
負債計	174,325	166,772	△7,552

※ 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、1年内償還予定の社債、未払法人税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから記載を省略しております。

## 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	836,658	—	—	—
売掛金	169,015	—	—	—
短期貸付金	40,000	—	—	—
合計	1,045,674	—	—	—

当連結会計年度(2025年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	439,054	—	—	—
売掛金	199,747	—	—	—
短期貸付金	—	—	—	—
合計	638,802	—	—	—

4. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	—	—	—	—	—
社債	200,000	—	—	—	—	—
長期借入金	75,084	25,072	16,572	16,572	8,172	3,040
合計	475,084	25,072	16,572	16,572	8,172	3,040

当連結会計年度(2025年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	340,000	—	—	—	—	—
社債	200,000	—	—	—	—	—
長期借入金	58,908	58,908	47,792	33,840	19,284	14,501
合計	598,908	58,908	47,792	33,840	19,284	14,501

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2024年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	68,034	—	68,034
資産計	—	68,034	—	68,034
長期借入金	—	66,618	—	66,618
負債計	—	66,618	—	66,618

当連結会計年度(2025年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	35,711	—	35,711
破産更生債権等	—	—	0	0
資産計	—	35,711	0	35,711
長期借入金	—	166,772	—	166,772
負債計	—	166,772	—	166,772

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

破産更生債権等

これらの時価は、回収見込み額に基づき貸倒見積額を控除した金額を用いて算定しており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

当社グループは、退職金制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	—	—

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
新株予約権戻入益	—	—

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第14回新株予約権
決議年月日	2016年12月22日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 7名 子会社従業員 97名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式 52,000株
付与日	2016年12月28日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。但し、特別な事情がある場合と取締役会が認めた者は除く。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年1月1日 至 2026年9月30日 但し、特別な事情がある場合と取締役会が認めた者以外は権利確定後退職した場合は行使できない。

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

第14回新株予約権	
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	15,500
権利確定	—
権利行使	200
失効	—
未行使残	15,300

② 単価情報

第14回新株予約権	
権利行使価格(円)	377
行使時平均株価(円)	630
付与日における公正な評価単価(円)	167

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注) 2	431,147千円	476,949千円
資産調整勘定	—	27,075
債務保証損失引当金	24,824	—
貸倒引当金	13,127	46,295
その他	66,327	69,346
繰延税金資産小計	535,427	619,666
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	△431,147	△476,464
将来減算一時差異等の合計に係る評価性 引当額	△83,472	△109,680
評価性引当額小計(注) 1	△514,619	△586,144
繰延税金資産合計	20,807	33,521
繰延税金負債		
顧客関連資産	△24,298	△18,154
負債調整勘定	△10,380	△3,460
その他	△0	△771
繰延税金負債合計	△34,679	△22,386
繰延税金資産(負債)の純額	△13,871	11,135

(注) 1. 評価性引当額は、前連結会計年度に比べ71,525千円増加しております。この増加の主な内容は、当社において貸倒引当金及び、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を認識したことによるものです。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は、以下のとおりであります。

前連結会計年度 (2024年9月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	1,580	22,483	—	81,456	325,627	431,147
評価性引当額	—	△1,580	△22,483	—	△81,456	△325,627	△431,147
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度 (2025年9月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)	1,626	23,147	—	83,455	111,145	257,574	476,949
評価性引当額	△1,626	△23,147	—	△83,455	△111,145	△257,089	△476,464
繰延税金資産	—	—	—	—	—	485	(c) 485

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(c) 将来の課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金は回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度ともに、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年10月1日から開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.46%から31.36%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

(事業譲受)

## 1. 事業譲受の概要

### (1) 相手企業の名称及びその事業の内容

相手企業の名称 株式会社ネクスタ

事業内容 太陽光発電所の土地権利事業

### (2) 事業譲受を行った主な理由

当社は、2024年11月28日に公表しておりますとおり、再生可能エネルギー事業について管理面の観点より子会社を設立することを決議し、2024年12月2日にファンタスティックフォー第1号合同会社を設立いたしました。

当社はグループ経営方針として新たな事業の柱を増やしていくことを方針の一つとしており、2024年5月10日に新たな事業として再生可能エネルギー事業への参入を公表し2050年のカーボンニュートラル実現に向けて事業参入をいたしました。今回事業譲受を行う物件については、子会社のファンタスティックフォー第1号合同会社が株式会社ネクスタより事業を譲受いたしました。

### (3) 事業譲受日

2024年12月25日

### (4) 事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

### (5) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社であるファンタスティックフォー第1号合同会社が、現金を対価として事業の譲り受けを行ったためであります。

## 2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれている譲受事業の業績の期間

2024年12月25日から2025年9月30日まで

## 3. 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	689,584千円
取得原価		689,584千円

## 4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

## 5. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

### (1) 発生したのれんの金額

87,157千円

### (2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

### (3) 債却方法及び均等償却

1年間にわたる均等償却

## 6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	775,030千円
固定資産	6,377千円
資産合計	781,407千円
流動負債	178,980千円
固定負債	—
負債合計	178,980千円

## 7. 企業結合日が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法

影響の概算額については、合理的な算定が困難であるため記載しておりません。なお、当該注記は監査証明を

受けておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループの本社及び東京オフィスの不動産賃借契約、AROMA BLOOM運営8店舗の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～15年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
期首残高	73,455千円	55,570千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	2,132
時の経過による調整額	10	100
見積りの変更による増加額	2,571	2,937
資産除去債務の履行による減少額	△20,466	△26,571
期末残高	55,570	34,168

(4) 資産除去債務の金額の見積りの変更

当連結会計年度において、東京オフィス及び、AROMA BLOOM店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報を入手したことに伴い、見積りの変更を行いました。

当該見積りの変更による増加額2,937千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

（1）契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権、契約負債は次のとおりです。なお、当社グループにおいて、契約資産はありません。

（単位：千円）

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	193,914	169,015
契約負債		
前受金	2,307	128,625
前受収益	1,320	396

契約負債は、主に商品及び太陽光発電設備等の引渡し前に顧客から受け取った「前受金」及び衛生コンサルティングサービスにかかる顧客からの「前受収益」に関連するものであり「前受収益」は、連結貸借対照表上、「流動負債のその他」に含まれております。なお、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は2,611千円であります。

（2）残存履行義務に配分した取引額

当社グループでは残存履行義務に配分した取引価格の算定に当たって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、注記の対象に含めておりません。

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる時期は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当連結会計年度
1年以内	—
1年超2年以内	10,500
2年超3年以内	32,956
3年超	—
合計	43,456

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権、契約負債は次のとおりです。なお、当社グループにおいて、契約資産はありません。

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	169,015	199,747
契約負債		
前受金	128,625	110,267
前受収益	396	500

契約負債は、主に商品及び太陽光発電設備等の引渡し前に顧客から受け取った「前受金」及び衛生コンサルティングサービスにかかる顧客からの「前受収益」に関連するものであり「前受収益」は、連結貸借対照表上、「流動負債のその他」に含まれております。なお、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は13,049千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引額

当社グループでは残存履行義務に配分した取引価格の算定に当たって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、注記の対象に含めておりません。

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる時期は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	—
1年超2年以内	—
2年超3年以内	—
3年超	—
合計	—

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの事業セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「通販事業」「卸売事業」「リテール事業」「コンサルティング事業」の4つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「通販事業」では、化粧品及び健康食品、フェムケア商品の通信販売を主な事業としております。

「卸売事業」では、化粧品及び健康食品、アロマ関連商品等の卸販売を主な事業としております。

「リテール事業」では、アロマ及び雑貨の小売を主な事業としております。

「コンサルティング事業」では、太陽光発電設備及び系統用蓄電池における権利等の販売（設備設置等に係るコンサルティング含む）及び衛生関連商品の販売等を主な事業としております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と概ね同一であります。報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	通販事業	卸売事業	リテール 事業	コンサルテ ィング事業	計				
売上高									
顧客との契約か ら生じる収益	1,064,784	520,391	635,223	30,453	2,250,853	6,950	2,257,804	—	2,257,804
その他の 収益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売 上高	1,064,784	520,391	635,223	30,453	2,250,853	6,950	2,257,804	—	2,257,804
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	17,366	—	—	144	17,511	—	17,511	△17,511	—
計	1,082,150	520,391	635,223	30,598	2,268,364	6,950	2,275,315	△17,511	2,257,804
セグメント利益 又は損失 (△)	197,674	212,275	△34,975	△12,813	362,161	△23,344	338,816	△464,990	△126,174
セグメント資産	418,859	219,707	212,342	393,876	1,244,785	3,928	1,248,714	1,044,860	2,293,574
その他の項目									
減価償却費	1,480	21,466	—	—	22,946	—	22,946	—	22,946
のれん 償却額	19,574	7,962	—	—	27,536	—	27,536	—	27,536
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加額	—	—	—	—	—	—	—	252	252

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規事業の可能性を判断するためのテストマーケティングを含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1)セグメント利益又は損失 (△) の調整額△464,990千円は、全社費用等であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2)セグメント資産の調整額1,044,860千円には、各報告セグメントに配分していない全社資産及び他の調整額が含まれております。全社資産の主なものは、当社管理に係る資産であります。

3. セグメント利益又は損失 (△) は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月 30日）

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	通販事業	卸売事業	リテール 事業	コンサルテ ィング事業	計				
売上高									
顧客との契約か ら生じる収益	1,201,097	612,339	483,766	143,835	2,441,039	—	2,441,039	—	2,441,039
その他の 収益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売 上高	1,201,097	612,339	483,766	143,835	2,441,039	—	2,441,039	—	2,441,039
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	363	—	—	—	363	—	363	△363	—
計	1,201,461	612,339	483,766	143,835	2,441,403	—	2,441,403	△363	2,441,039
セグメント利益又 は損失 (△)	183,867	182,951	△28,145	△29,945	308,729	—	308,729	△474,049	△165,319
セグメント資産	452,959	458,778	157,357	1,319,396	2,388,491	—	2,388,491	598,221	2,986,712
その他の項目									
減価償却費	499	21,407	—	—	21,906	—	21,906	90	21,996
のれん 償却額	24,996	7,962	—	65,368	98,326	—	98,326	—	98,326
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加額	20,000	—	—	159,157	179,157	—	179,157	7,595	186,753

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規事業の可能性を判断するためのテストマーケティングを含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1)セグメント利益又は損失 (△) の調整額△474,049千円は、全社費用等であり、主に報告セグメントに帰属し  
ない一般管理費であります。

(2)セグメント資産の調整額598,221千円には、各報告セグメントに配分していない全社資産及びその他の調整額  
が含まれております。全社資産の主なものは、当社管理に係る資産であります。

3. セグメント利益又は損失 (△) は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

## 【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)

### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)

### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント					その他	合計	調整額	連結財務諸表 計上額
	通販事業	卸売事業	リテール事業	コンサルティング事業	計				
減損損失	—	—	2,571	—	2,571	—	2,571	2,326	4,897

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント					その他	合計	調整額	連結財務諸表 計上額
	通販事業	卸売事業	リテール事業	コンサルティング事業	計				
減損損失	—	—	719	—	719	—	719	6,921	7,641

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント					その他	合計	調整額	連結財務諸表 計上額
	通販事業	卸売事業	リテール事業	コンサルティング事業	計				
当期末残高	156,293	29,859	—	—	186,153	—	186,153	—	186,153

(注) のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しています。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント					その他	合計	調整額	連結財務諸表 計上額
	通販事業	卸売事業	リテール事業	コンサルティング事業	計				
当期末残高	151,297	21,897	—	21,789	194,983	—	194,983	—	194,983

(注) のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有又は被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	ワイスコレクション株式会社	東京都港区	10,000	経営コンサルティング等	被所有 5.59	—	無担保普通社債の引受	—	1年内償還予定の社債	200,000
							無担保普通社債の利息の支払	2,005	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

ワイスコレクション株式会社との1年内償還予定の社債については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. ワイスコレクション株式会社は、当社の主要株主である井康彦氏が、議決権の過半数を所有しております。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有又は被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	ワイスコレクション株式会社	東京都港区	10,000	経営コンサルティング等	被所有 1.65	—	無担保普通社債の引受	—	1年内償還予定の社債	200,000
							無担保普通社債の利息の支払	7,304	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

ワイスコレクション株式会社との1年内償還予定の社債については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. ワイスコレクション株式会社は、当社の主要株主である井康彦氏が、議決権の過半数を所有しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日)
1 株当たり純資産額	116. 28円	146. 86円
1 株当たり当期純損失 (△)	△31. 27円	△23. 64円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失(△)のため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日)
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△273, 032	△243, 929
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△273, 032	△243, 929
普通株式の期中平均株式数 (千株)	8, 730	10, 318
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 2 種類 (第14回新株予約権153個 (期末残数)、普通株式15, 300株及び第17回新株予約権13, 702個 (期末残数)、普通株式1, 370, 200株) なお、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
ワイスコレクション 株式会社	第3回 無担保普通社債	2023年 1月13日	200,000	200,000 (200,000)	5.00	無担保社債	2026年 1月30日
合計	—	—	200,000	200,000 (200,000)	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
200,000	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	340,000	8.5	—
1年以内に返済予定の長期借入金	75,084	58,908	2.0	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金(1年以内に 返済予定のものを除く。)	69,428	174,325	2.0	2026年10月 ～ 2031年12月
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	344,512	573,233	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	58,908	47,792	33,840	19,284

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	第1四半期 連結累計期間	中間連結会計期間	第3四半期 連結累計期間	当連結会計年度
売上高 (千円)	615,067	1,190,226	1,781,428	2,441,039
税金等調整前中間(四半期)(当期)純損失(△) (千円)	△3,058	△74,307	△167,816	△243,179
親会社株主に帰属する中間(四半期)(当期)純損失(△) (千円)	△5,903	△58,873	△157,679	△243,929
1株当たり中間(四半期)(当期)純損失(△) (円)	△0.59	△5.85	△15.64	△23.64

	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間
1株当たり四半期純損失 (△) (円)	△0.59	△5.26	△9.78	△7.82

(注)当社は、第1四半期連結累計期間及び第3四半期連結累計期間について金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しておりますが、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューは受けておりません。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流动資産		
現金及び預金	※1 819, 906	243, 751
売掛金	141, 394	166, 879
商品及び製品	249, 939	509, 985
原材料及び貯蔵品	31, 963	31, 666
前渡金	386, 055	119, 562
立替金	—	56, 360
短期貸付金	40, 000	—
その他	※2 116, 973	※2 74, 476
貸倒引当金	△105	△52
流动資産合計	1, 786, 126	1, 202, 629
固定資産		
有形固定資産		
建物	238	0
その他	25	0
有形固定資産合計	263	0
無形固定資産		
のれん	34, 720	25, 461
顧客関連資産	79, 772	58, 499
その他	471	—
無形固定資産合計	114, 963	83, 961
投資その他の資産		
関係会社株式	279, 465	279, 565
関係会社長期貸付金	151, 700	813, 700
敷金及び保証金	74, 058	43, 030
長期未収入金	42, 991	380
関係会社長期立替金	—	484, 470
破産更生債権等	—	29, 073
その他	※2 5, 355	※2 719
貸倒引当金	△194, 691	△180, 773
投資その他の資産合計	358, 878	1, 470, 164
固定資産合計	474, 106	1, 554, 126
資産合計	2, 260, 232	2, 756, 755

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	69,758	108,616
短期借入金	200,000	340,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 62,072	28,224
1年内償還予定の社債	200,000	200,000
前受金	127,953	3,026
未払法人税等	28,729	26,058
ポイント引当金	3,640	5,476
株主優待引当金	34,457	49,017
資産除去債務	14,489	—
その他	※2 142,701	※2 142,433
<b>流動負債合計</b>	<b>883,803</b>	<b>902,854</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	※1 60,928	105,465
繰延税金負債	14,300	5,316
資産除去債務	41,080	34,168
債務保証損失引当金	81,500	—
その他	2,533	1,348
<b>固定負債合計</b>	<b>200,341</b>	<b>146,298</b>
<b>負債合計</b>	<b>1,084,144</b>	<b>1,049,152</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	<b>1,586,822</b>	<b>1,945,753</b>
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>	<b>1,073,881</b>	<b>1,432,811</b>
<b>その他資本剰余金</b>	<b>2,297</b>	<b>2,338</b>
<b>資本剰余金合計</b>	<b>1,076,178</b>	<b>1,435,150</b>
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>	<b>919</b>	<b>919</b>
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>	<b>△1,487,483</b>	<b>△1,685,270</b>
<b>利益剰余金合計</b>	<b>△1,486,563</b>	<b>△1,684,350</b>
<b>自己株式</b>		
<b>株主資本合計</b>	<b>△2,938</b>	<b>△3,138</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>1,173,499</b>	<b>1,693,414</b>
<b>新株予約権</b>	<b>2,588</b>	<b>14,188</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,176,087</b>	<b>1,707,602</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>2,260,232</b>	<b>2,756,755</b>

② 【損益計算書】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月 30日)	当事業年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月 30日)
売上高	※1 1,833,281	※1 1,908,110
売上原価	※1 597,055	※1 591,900
売上総利益	1,236,225	1,316,209
販売費及び一般管理費	※1,※2 1,361,243	※1,※2 1,441,133
営業損失 (△)	△125,017	△124,923
営業外収益		
受取利息	※1 364	※1 5,127
受取手数料	5,454	8,895
受取分配金	5,000	—
貸倒引当金戻入額	—	5,991
その他	※1 723	※1 1,573
営業外収益合計	11,542	21,587
営業外費用		
支払利息	4,394	25,852
新株予約権発行費	25	2,756
株式交付費	6,631	19,941
社債利息	2,005	7,304
その他	1,161	706
営業外費用合計	14,217	56,562
経常損失 (△)	△127,692	△159,899
特別利益		
関係会社貸倒引当金戻入額	50	—
特別利益合計	50	—
特別損失		
減損損失	4,897	7,641
債務保証損失引当金繰入額	81,500	—
貸倒引当金繰入額	42,991	29,073
特別損失合計	129,388	36,714
税引前当期純損失 (△)	△257,031	△196,613
法人税、住民税及び事業税	12,674	10,157
法人税等調整額	△5,437	△8,983
法人税等合計	7,237	1,173
当期純損失 (△)	△264,268	△197,787

## 【商品売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
区分	注記番号	金額(千円)	金額(千円)
期首商品棚卸高		344,206	249,939
当期商品仕入高		530,641	883,209
合計		874,847	1,133,149
他勘定振替高	※	35,307	36,933
期末商品棚卸高		249,939	509,985
棚卸資産廃棄損及び評価損		△7,454	△5,670
当期商品売上原価		597,055	591,900

(注) ※ 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

		前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
販売促進費		13,876	18,282
株主優待引当金		14,438	15,564
貯蔵品		3,379	△497
返品資産		△407	△464
その他		4,021	4,048
合計		35,307	36,933

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月 30 日)

(単位 : 千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,122,822	609,881	2,074	611,956	919	△1,223,214	△1,222,295
当期変動額							
新株の発行	464,000	464,000		464,000			
当期純損失 (△)						△264,268	△264,268
自己株式の取得							
自己株式の処分			222	222			
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	464,000	464,000	222	464,222	—	△264,268	△264,268
当期末残高	1,586,822	1,073,881	2,297	1,076,178	919	△1,487,483	△1,486,563

	株主資本		新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	△3,152	509,331	2,755	512,086
当期変動額				
新株の発行		928,000		928,000
当期純損失 (△)		△264,268		△264,268
自己株式の取得	△107	△107		△107
自己株式の処分	321	544		544
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△167	△167
当期変動額合計	213	664,168	△167	664,001
当期末残高	△2,938	1,173,499	2,588	1,176,087

当事業年度(自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月 30 日)

(単位 : 千円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金			利益剰余金			
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,586,822	1,073,881	2,297	1,076,178	919	△1,487,483	△1,486,563
当期変動額							
新株の発行	358,930	358,930		358,930			
当期純損失 (△)						△197,787	△197,787
自己株式の取得							
自己株式の処分			41	41			
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	358,930	358,930	41	358,971	—	△197,787	△197,787
当期末残高	1,945,753	1,432,811	2,338	1,435,150	919	△1,685,270	△1,684,350

	株主資本		新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	△2,938	1,173,499	2,588	1,176,087
当期変動額				
新株の発行		717,860		717,860
当期純損失 (△)		△197,787		△197,787
自己株式の取得	△266	△266		△266
自己株式の処分	67	108		108
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			11,599	11,599
当期変動額合計	△199	519,915	11,599	531,514
当期末残高	△3,138	1,693,414	14,188	1,707,602

## 【注記事項】

### (継続企業の前提に関する事項)

当社は第18期事業年度より継続して、営業黒字を達成するための施策を実施してまいりました。通販事業と卸売事業では、黒字化の収益体制が確立できているものの、リテール事業とコンサルティング事業におきましては、引き続き営業損失が続いております。

リテール事業においては、譲受当時より不採算店舗の撤退を進めていることにより営業損失の額は減少しているものの、一部不採算店舗が残っているため当事業年度において営業損失が生じておりますが、今後も事業黒字化に向け新商品の開発や販売強化に向けての施策の取り組み、及び不採算店舗の撤退を進めていく予定であります。さらに、各事業において各種D E N B A社商品の販売を強化、及びリテール事業のD E N B A社との業務提携を通じた次世代スリープテック空間による新業態を契機として、収益力の抜本的な向上を推進します。

また、コンサルティング事業の中でも太陽光の高圧発電所につきましては、積極的な物件取得を進めてまいりましたが、収益の最大化を図るため複数社との売却交渉を継続している過程であります。この過程の中で、当初の計画から、売却の契約締結に変更や、さらに売却契約締結済みの一部の高圧発電所につきましても、工事進捗の変更があつたものの、売却代金の資金回収は変更後も計画どおりに進んでおります。このような状況下、当事業年度末の流動資産に関して、前事業年度末と比べて、物件の仕入資金にあたる前渡金が増加する一方で、一時的に現預金が大幅に減少しておりますが、変更された計画の中で、高圧の太陽光発電所の売却は順次進んでおります。

当社の事業運営は、継続して営業黒字を達成することができず、また、資金水準が低下していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況のもと、これらを解消するため以下の対応策を進めてまいります。

### (対応策)

#### 1. 通販事業

- ① コールセンターを活かした他社との業務提携による収益の拡大
- ② 当社顧客への新商品・サービスの販売による収益拡大
- ③ インフルエンサー等を活用したデジタルマーケティングによる収益拡大
- ④ D E N B A社商品の販売強化による収益拡大

#### 2. 卸売事業

- ① 国内外における当社取扱いブランド商品の販路拡大
- ② 小売店、卸業者等との連携による新商品の企画、販売による収益拡大
- ③ D E N B A社商品の販路拡大

#### 3. リテール事業

- ① 残存した不採算店舗の撤退による収益黒字化
- ② 新規顧客獲得強化による新たな顧客層の獲得とリピート率を高めることによる客数の向上
- ③ 原価率と人件費率を改善することによる利益体質の改善
- ④ D E N B A社との業務提携を通じた次世代スリープテック空間による新業態の強化

#### 4. コンサルティング事業

- ① 取得済みの太陽光発電所及び蓄電所について、収益の最大化を図りつつ早急に売却契約締結を進める
- ② 再生可能エネルギー事業の事業領域の拡大を図るため他社との業務提携も視野に入れながら太陽光発電所及び蓄電所を継続的に購入取得し、販売することによる収益拡大

#### 5. コスト削減又は効率的配分の徹底

- ① 経費削減活動の徹底を継続
- ② 販売スタイル別のセグメントへの変更や生産部門統一化による、効率的かつ効果的なコスト配分の徹底

#### 6. 成長企業・事業のM&A及び資金調達

「はずむライフスタイルを提供し、人々を幸せにする」というミッションのもと、既存事業における美と健康の分野にて、他社との事業提携を行い商品開発・新ブランドの展開を行ってまいります。他社の商品についても、通信販売やリテール販売で、当社の販路を活用し収益を拡大し、美と健康と生活における癒しをテーマとした生活を豊かにするサービスを提供する事業を積極的に推進しております。また、資金水準の回復と安定化のための新たな資金調達の可能性を適宜検討してまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上又は実施前であり、また、資金調達の方法、調達金額、調達時期については確定していないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 商品及び製品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

ロ. 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

顧客関連資産

13年の定額法によっております。

のれん

13年の定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

(4) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 通販事業

主に化粧品、健康食品及びアロマ関連商品等の通信販売を行っており、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

## (2) 卸売事業

主に化粧品及びアロマ関連商品等の卸販売を行っており、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から、顧客からの返品が見込まれる額を控除した金額で測定しております。

## (3) リテール事業

主にアロマ及び雑貨の小売を行っており、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

## (4) コンサルティング事業

主に太陽光発電設備の販売（設備設置等に係るコンサルティングを含む）を行っております。太陽光発電設備の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

## 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

### （重要な会計上の見積り）

#### 関係会社株式の評価

##### （1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
関係会社株式(株式会社 i i y)	279,465	279,465

##### （2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### ① 算出方法

関係会社株式は移動平均法による原価法を採用し、取得原価をもって計上しております。また、市場価格のない株式等について、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、減損処理を行うこととしております。

株式会社 i i y はEC市場において事業展開を行っており、取得原価には株式取得時における将来の事業の成長見込みに基づいた超過収益力を反映しております。

株式会社 i i y は、営業活動から生ずる損益がプラスであること、また、企業環境等に著しい変化は想定されず将来においても継続してプラスとなることが見込まれていることから、超過収益力を反映した株式会社 i i y の株式の実質価額は著しく低下した状況にはないと判断しております。

###### ② 主要な仮定

事業計画の見積りにおける主要な仮定は、売上高の成長見通し及び売上純利益率であります。

###### ③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定は見積りの不確実性が高く、重要な変更が生じ超過収益力が毀損していると判断された場合には、評価損が計上される可能性があります。

### （会計方針の変更）

#### （「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(会計上の見積りの変更)

(資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、東京オフィス及びアロマブルーム店舗の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額2,937千円を変更前の資産除去債務残高に加算するとともに、同時に計上した有形固定資産について2,937千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
定期預金	50,066千円	一千円

担保に係る債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	50,066千円	一千円

※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
短期金銭債権	2,085千円	4,447千円
長期金銭債権	2,585千円	671千円
短期金銭債務	3,806千円	6,352千円

### 3 保証債務

次の取引先の買戻債務に対し、債務保証を行っております。

保証先	金額	内容
株式会社FUND I	510,000千円	系統用蓄電所用地の買戻債務に対する保証債務

(注) なお、当該債務保証は、当社以外に1社の保証人が存在し、当社は履行順位としては2番目となります。

当該契約について、主債務者が対象の蓄電所の買戻しが実行できない場合、保証債務の支払が必要となる一方、対象の蓄電所の取得ができる条項が付されております。保証債務残高には、当社が取得した蓄電所の売却、又は売電による回収可能金額は含まれておりません。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
営業取引(売上高)	33,409千円	40,354千円
営業取引(仕入高)	11,500	37,406
営業取引(販売費及び一般管理費)	4,700	19,522
営業取引以外の取引	79	4,440

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
役員報酬	64,501千円	57,398千円
給料手当	417,174	378,759
支払報酬	41,053	84,268
ポイント引当金繰入額	79	1,836
地代家賃	130,059	104,006
株主優待引当金繰入額	34,457	49,017
減価償却費	22,878	21,962
広告宣伝費	131,036	146,667
おおよその割合		
販売費	67.12 %	67.10 %
一般管理費	32.88	32.90

(表示方法の変更)

前事業年度において、主要な費目として表示していなかった「広告宣伝費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より主要な費目として表示し、前事業年度の当該金額を注記しております。

(有価証券関係)

前事業年度(2024年9月30日)

関係会社株式は、市場価格のない株式等のため関係会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の関係会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (千円)
関係会社株式	279,465
計	279,465

当事業年度(2025年9月30日)

関係会社株式は、市場価格のない株式等のため関係会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の関係会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度 (千円)
関係会社株式	279,565
計	279,565

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	358,711千円	402,624千円
資産除去債務	16,926	10,715
関係会社株式評価損	2,710	2,791
貸倒引当金	59,335	93,868
債務保証損失引当金	24,824	—
その他	48,514	48,748
繰延税金資産小計	511,023	558,747
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△358,711	△402,624
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△131,933	△139,144
評価性引当額小計	△490,644	△541,769
繰延税金資産合計	20,378	16,977
繰延税金負債		
顧客関連資産	△24,298	△18,154
負債調整勘定	△10,380	△3,460
その他	—	△680
繰延税金負債合計	△34,679	△22,294
繰延税金負債の純額	△14,300	△5,316

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度とともに、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年10月1日から開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.46%から31.36%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額 (注) 1	当期減少額 (注) 2	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	238	7,595	7,634 (7,634)	200	0	8,229
	その他	25	—	6 (6)	18	0	30,908
	計	263	7,595	7,641 (7,641)	218	0	39,137
無形固定資産	のれん	34,720	—	—	9,258	25,461	25,462
	顧客関連資産	79,772	—	—	21,272	58,499	58,500
	その他	471	—	—	471	—	5,052
	計	114,963	—	—	31,002	83,961	89,013

(注) 1. 当期増加額には、以下の増加が含まれております。

資産除去債務の計上に伴う増加

有形固定資産	建物	5,069
--------	----	-------

(注) 2. 当期減少額の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金(流動)	105	79	132	52
貸倒引当金(固定)	194,691	29,073	42,991	180,773
ポイント引当金	3,640	5,476	3,640	5,476
株主優待引当金	34,457	49,017	34,457	49,017
債務保証損失引当金	81,500	—	81,500	—

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	<p>(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社</p> <p>(特別口座以外) 証券会社等の口座管理機関</p>
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告といたします。ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して公告いたします。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 〔公告掲載URL〕 <a href="https://www.4cs-holdings.co.jp/ir/">https://www.4cs-holdings.co.jp/ir/</a>
株主に対する特典	<p>〔対象株主〕 9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し当社基準により、株主優待品を進呈いたします。</p> <p>〔贈呈時期〕 自社商品優待は、毎年12月中旬に開催の当社定時株主総会終了後に発送いたします。 500株以上保有の株主様対象となる「フォーシーズHDプレミアム優待俱楽部」優待ポイントは、12月～3月末までの期間での商品交換が可能となります。</p>

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増し請求をする権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第22期)(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日) 2024年12月24日福岡財務支局長に提出

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度(第22期)(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日) 2024年12月24日福岡財務支局長に提出

#### (3) 半期報告書及び確認書

第23期中(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日) 2025年5月14日福岡財務支局長に提出

#### (4) 臨時報告書

2024年11月19日福岡財務支局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士等の異動)に基づく臨時報告書であります。

2024年12月23日福岡財務支局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。

2024年12月23日福岡財務支局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2024年12月26日福岡財務支局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号(連結子会社の事業譲受)に基づく臨時報告書であります。

2025年11月28日福岡財務支局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。

#### (5) 有価証券届出書(組込方式)及びその添付書類

2025年6月13日福岡財務支局長に提出

第三者割当による新株式の発行及び新株予約権証券の発行に係る有価証券届出書(組込方式)及びその添付書類であります。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年12月22日

株式会社フォーシーズHD

取締役会 御中

監査法人 ウィズ  
東京都目黒区

指 定 社 員  
業務執行社員

公認会計士 山田 行洋

指 定 社 員  
業務執行社員

公認会計士 野村 礼華

<連結財務諸表監査>

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フォーシーズHDの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フォーシーズHD及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは継続して重要な営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、また、当連結会計年度においては資金水準が低下している状況であることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

太陽光発電施設の売買取引等に係る収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社及び連結子会社は、太陽光発電施設の完成までの商流における中間的な流通業者として、設置予定の発電施設を顧客の需要に応じて手配し、売買取引等を行っている。連結財務諸表の注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当連結会計年度において、コンサルティング事業にて外部顧客への売上高143,835千円及びセグメント損失29,945千円を計上しており、太陽光発電施設の売買取引等はこれに含まれる。</p> <p>太陽光発電施設の売買取引等は、一件当たりの取引価額が多額であり、また、物件の規模や顧客の要望に応じて取引条件の個別性が高く、取引スキームや契約条件が複雑な取引もある。売買の対象についても、施設全体である場合や、関連する権利（契約上の地位）のみである場合など、取引によって異なる。このため、収益認識において、取引ごとに、中間的な流通業者としての履行義務の識別及び充足時点に関する慎重な判断が求められる。</p> <p>このような状況から、太陽光発電施設の売買取引等の収益認識に関する判断を誤った場合、連結グループの業績全体に重要な影響を与える可能性がある。したがって、当監査法人は、太陽光発電施設の売買取引等に係る収益認識の履行義務の識別及び充足時点の適切性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、太陽光発電施設の売買取引等に係る収益認識の履行義務の識別及び充足時点の適切性を検討するにあたり、主として、以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取引スキームを理解し、中間流通業者として取引を行う経済合理性、収益認識に関する経営者の判断過程を把握するため、取締役会議事録等を閲覧し、経営者及び担当部署の責任者への質問を実施した。</li> <li>取引スキームに関する取引先側の認識を確かめるため、取引先に対して直接、監査人による質問を実施した。</li> <li>取引条件を把握するために、売買契約書及び関連する契約書を閲覧した。</li> <li>履行義務の充足条件を満たす、発電施設関連の権利の名義申請状況や入金証憑等を閲覧した。</li> </ul> <p>上記の手続により入手した監査証拠に基づき、履行義務の識別及び充足時点の適切性について、収益認識に関する会計基準等に照らした検討を実施した。</p>

#### その他の事項

会社の2024年9月30日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2024年12月24日付けで無限定適正意見を表明している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適

正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するためには、経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## ＜内部統制監査＞

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フォーシーズHDの2025年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社フォーシーズHDが2025年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### ＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年12月22日

株式会社フォーシーズHD

取締役会御中

監査法人 ウィズ

東京都目黒区

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 山田 行洋

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 野村 礼華

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フォーシーズHDの2024年10月1日から2025年9月30日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フォーシーズHDの2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続して重要な営業損失を計上しており、また、当事業年度においては資金水準が低下している状況であることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

#### 太陽光発電施設の売買取引等に係る収益認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（太陽光発電施設の売買取引等に係る収益認識）と実質的に同一内容であるため、記載を省略している。

## その他の事項

会社の2024年9月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2024年12月24日付けで無限定適正意見を表明している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか

どうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### ＜報酬関連情報＞

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。